

草津市食育推進計画



平成21年3月

草津市

はじめに

「食」は、私たちが生きていくために欠かすことのできない命の源であり、健康で心豊かに生きる人を育てるためのもの、知育、徳育および体育の基礎となるものです。

しかし近年、健康志向や食の安全・安心に対する関心が高まる一方で、食生活の乱れによる生活習慣病の増加をはじめ、食への感謝の心が失われるなどさまざまな問題が生じています。

このような中、国では、国民一人ひとりが食に関するさまざまな知識や食を選択する判断力を身に付ける「食育」の推進が重要課題と位置付けられ、平成17年6月に食育基本法が制定されました。また、県においては、平成19年6月に滋賀県食育推進計画を策定し、食育を県民運動として推進しています。

これらを受け、草津市におきましては、家庭における食育を基本として、行政、学校、地域などが連携しながら、それぞれの立場から健康で豊かな生活を送ることができるよう、総合的・計画的に食育を進めるため「草津市食育推進計画」を策定いたしました。

この計画では、基本理念として「生きる根源である食の大切さを見つめ直し、日々の食事が自らを形作ることを認識し、健康で心豊かな人間性をはぐくむ」ことを掲げ、食育を進めることとしております。市といたしましては、家庭を中心に、保育所(園)、幼稚園、学校、地域、生産者、食品関連事業者の皆様と連携を図りながら、本計画の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重な御意見をいただきました市民の皆様には感謝申し上げますとともに、御尽力いただきました「草津市食育推進計画策定委員会」委員、アドバイザー、ワーキング・グループ委員の皆様をはじめ、関係者の皆様には心から厚くお礼申し上げます。

平成21年3月

草津市長 橋川 渉



草津市食育推進計画 目次

第1章	計画の策定にあたって	
1.	計画策定の背景・趣旨	1
2.	計画の位置付け	2
3.	計画期間	2
4.	計画の推進体制	3
第2章	食をめぐる現状と課題	
1.	草津市の現況	4
	(1) 地勢	
	(2) 人口と世帯の動態	
2.	草津市の食の現状と課題	5
	(1) 市民における食生活の現状と課題	
	(2) 肥満とやせの現状と課題	
	(3) 生活習慣病の現状と課題	
	(4) 家庭における食生活の現状と課題	
	(5) 食の安全・安心の現状と課題	
第3章	計画のめざすもの	
1.	基本理念	12
2.	めざす姿	12
3.	計画の指標	13
第4章	施策の展開と役割	
1.	子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進	14
	(1) 家庭における食育の推進	
	(2) 保育所(園)、幼稚園における食育の推進	
	(3) 学校における食育の推進	
	(4) 地域における食育の推進	
	(5) 生産者、食品関連事業者における食育の推進	
	(6) 行政などにおける食育の推進	
2.	風土と環境に調和する食育の推進	19
	(1) 家庭や地域の味の継承	
	(2) 地産地消を活かした食育の推進	
	(3) 安全・安心な食の確保と環境への配慮	

【参考資料】

◆用語解説	21
◆食に関するデータ	25
◆草津市における食育関連事業一覧	35
◆食育基本法の概要	37
◆食育推進基本計画の概要	38
◆食育推進に関する数値目標値（国・県）	43
◆草津市食育推進計画策定経過	44
◆草津市食育推進計画策定委員会委員名簿	45
◆草津市食育推進計画関係課ワーキング・グループ	46
◆草津市民憲章	47

注：本文中の＊は、用語解説参照

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

「食べる」ことは命の源であり、私たちが生きていくうえにおいて欠かせないとても大切なことです。また生きるためだけでなく、生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性をはぐくむためにも重要な役割を果たしています。

現在、社会状況の変化により、食を取り巻く環境も大きく変化してきています。食品などが簡単に手に入るようになってきたことで食に対する意識や感謝の気持ちが薄れるなど、朝食の欠食を始めとした食習慣の変化や偏った食品のとり方が、肥満や生活習慣病^{*1}発症の要因となっています。

さらに、食べ残しなどによる食品の廃棄といった環境への影響や、農薬、食品添加物など食品の安全性についての問題も生じてきています。

このような中、健全な食生活を実現するために、私たち一人ひとりが食に関する知識と食を正しく判断し、選択する力を身に付けることが求められています。

国においては、平成17年6月「食育基本法」を制定し、食育を国民的な運動として推進しています。

また県においては、「三方よしの食育推進で未来よし～自分よし・人よし・環境よし～」を基本理念に掲げ、平成19年6月「滋賀県食育推進計画」を策定し、「元気でこころ豊かにくらす“おうみ”」をめざし、未来につながる食育を進めています。

今こそ草津市においても、誰もがいきいきとした生活を送るために、食が密接な関係にあることを子どもから大人まですべての市民が認識し、より良い生活を実践する力を身に付ける必要があります。また、関係団体などと連携し、一体となって食育を推進するため、「草津市食育推進計画」を策定するものです。

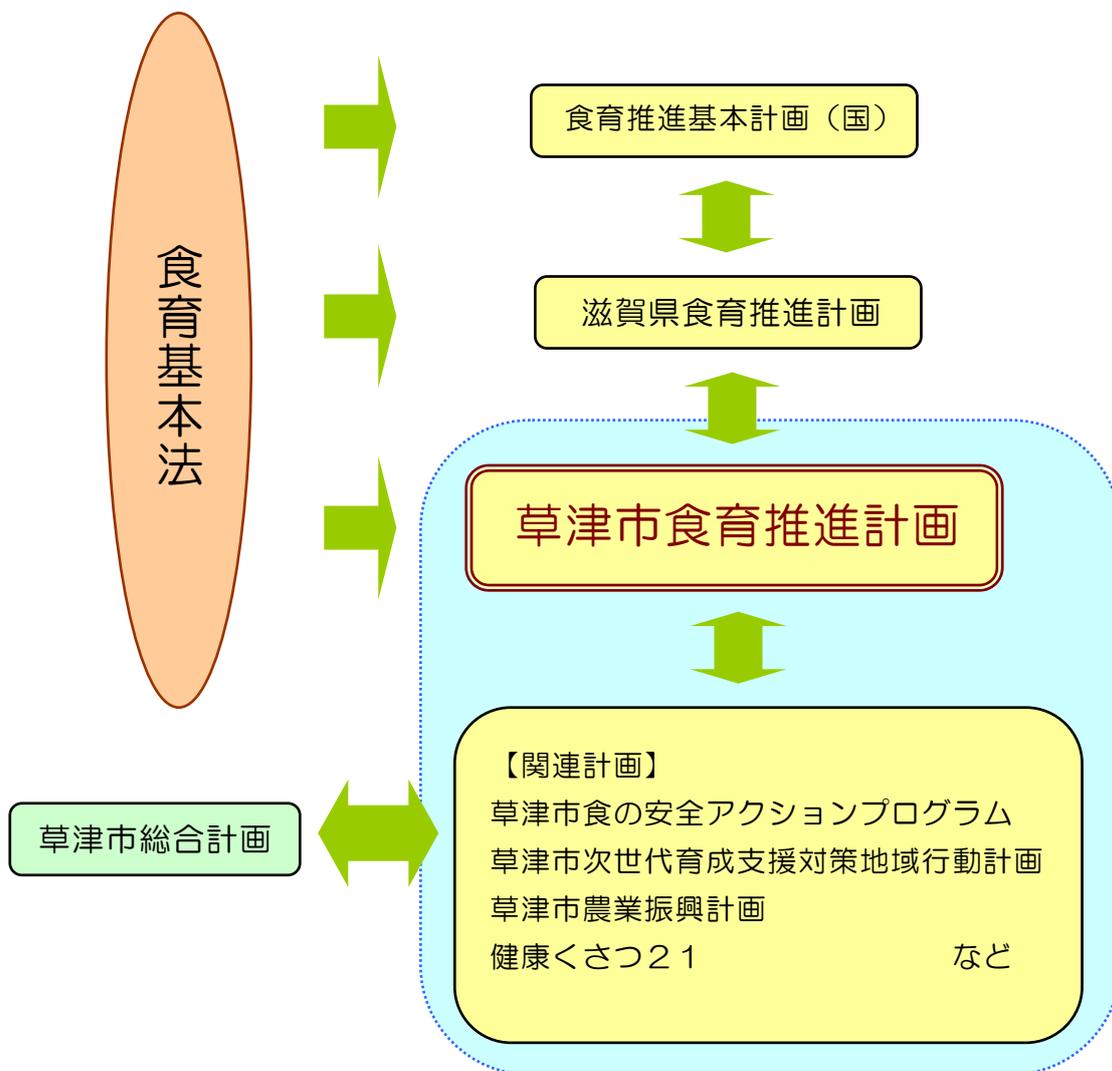
食育とは

食育基本法では、「食育」を次のように位置付けています。

- ① 生きるうえでの基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきもの
- ② さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

2. 計画の位置付け

草津市食育推進計画は、食育基本法第 18 条の規定に基づく市町村食育推進計画として位置付けていきます。また、食育を具体的に推進するための総合的な指針とし、国や県の食育推進計画および草津市におけるその他の関連計画などとの連携を図っていきます。

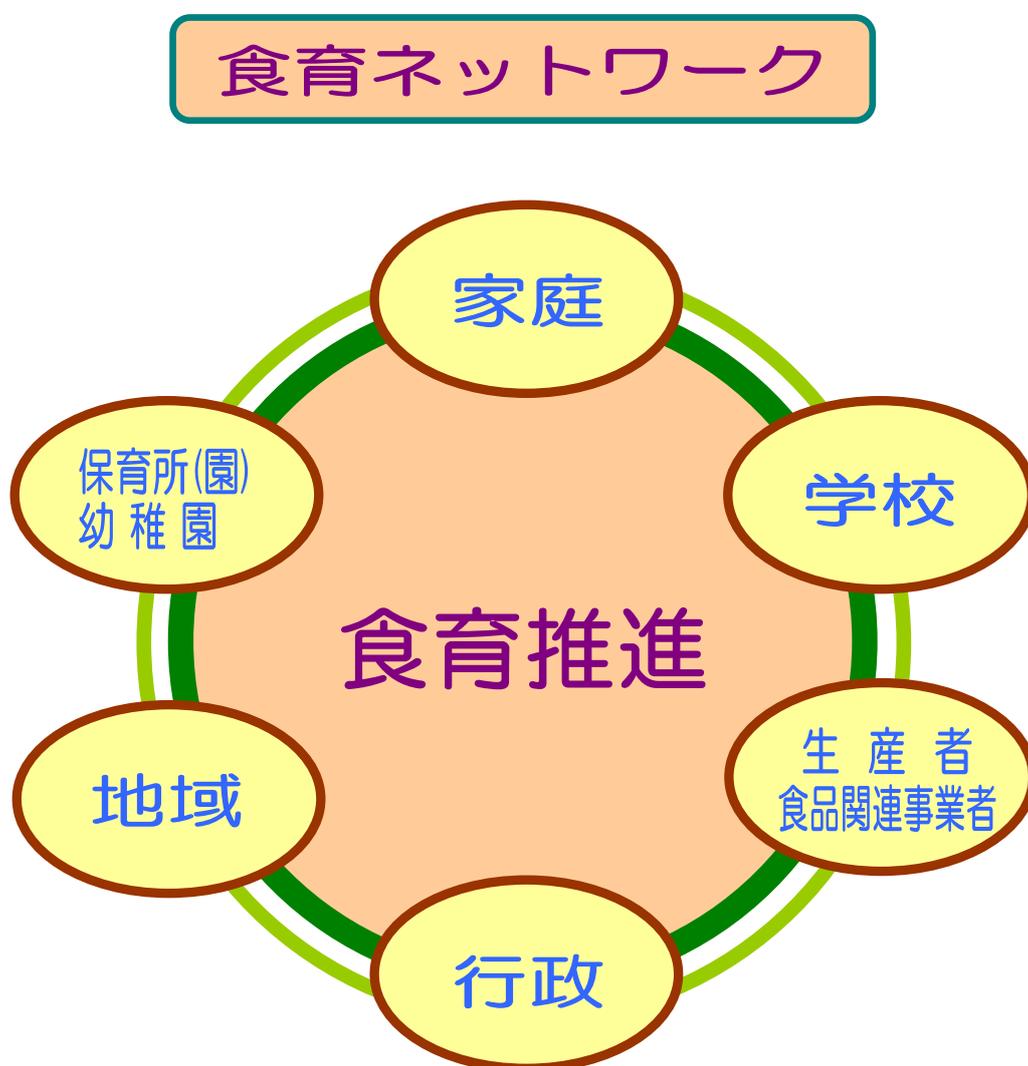


3. 計画期間

計画期間は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。施策成果や社会情勢の変化などで計画の変更が必要になった場合には見直しを行います。

4. 計画の推進体制

草津市では、これまで家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、地域などでそれぞれが独自の方法で食育を推進してきました。草津市食育推進計画を策定するにあたり、それらの取組みをあらためてクローズアップし、関係者がそれぞれの活動を相互理解し、連携を図りながら、食育ネットワークを作り、一貫した食育を推進します。



第2章 食をめぐる現状と課題

1. 草津市の現況

(1) 地勢

草津市は滋賀県の南東部に位置し、総面積は 67.92 km²（うち琵琶湖面積 19.7 km²を含む）です。

京阪神大都市圏の近郊にあり、JR草津、南草津の2つの駅を中心に都市化が進み、県下においても産業、経済などの中堅都市として発展してきました。

農業については、恵まれた土壌を生かし、良質の近江米を産出する米どころとして栄えてきました。

また、北山田地区一帯は、旧草津川の下流に広がる砂地を生かした露地による県下最大の野菜生産地です。昭和34年ごろから本格的な施設園芸化の取り組みが始まり、現在は、ほうれんそうや水菜をはじめ、メロン栽培などが行われています。下笠や北山田地区における見渡す限りのビニールハウス群の風景は、近代農業のシンボルであり、「白波よせる近代農場」の名称で、草津市の特色となっています。

また、古くは琵琶湖に接する地域で漁業が盛んでしたが、近年は魚介類の生息環境の変化により、「獲る漁業から育てる漁業」への転換が図られつつあります。



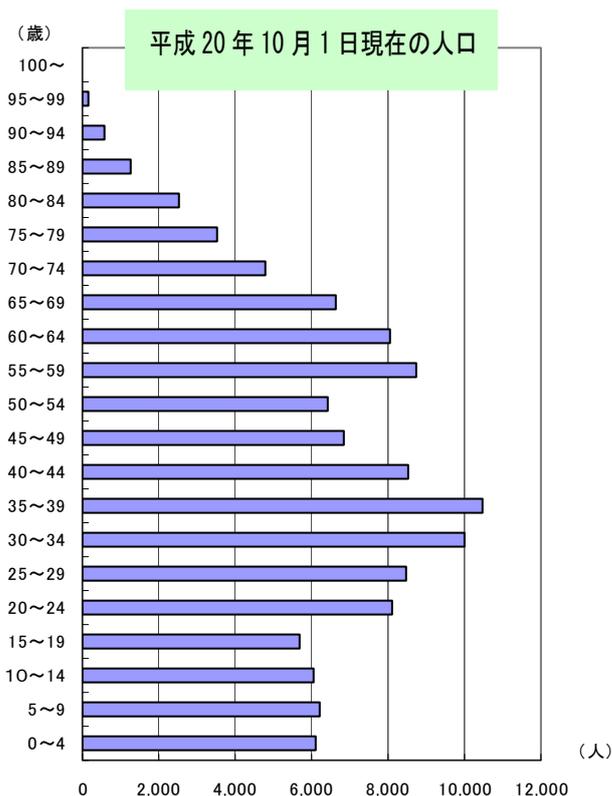
(2) 人口と世帯の動態

草津市の人口と世帯は、平成20年10月1日現在、119,123人で48,260世帯となっており、県下でも人口および世帯数の増加が著しい都市です。

その要因としては、駅周辺の都市開発や立命館大学の立地により、若い世帯や学生の増加によるものと考えられます。

高齢化率は、現在のところ16.3%と県内でも低い状況となっています。

さらに独居や夫婦二人暮らし、核家族、三世同居や高齢者世帯など家族の形態についても多様化してきています。



2. 草津市の食の現状と課題

(1) 市民における食生活の現状と課題

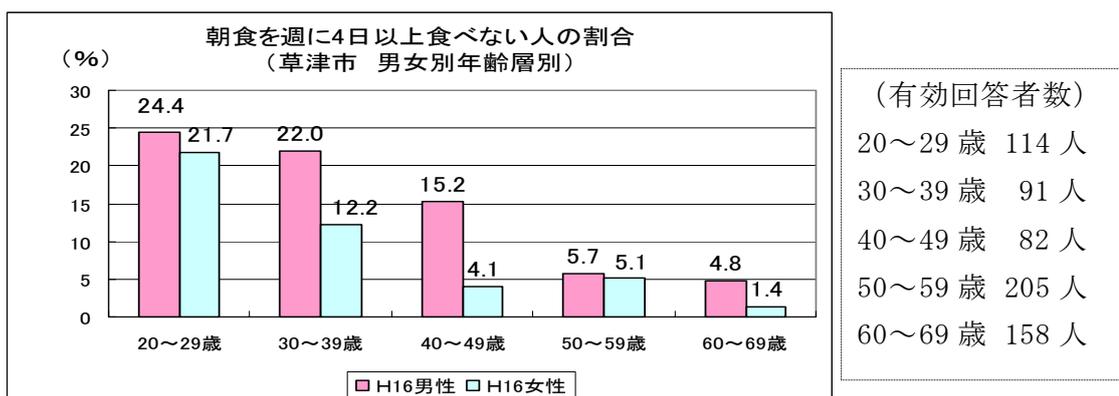
【現状】

① 朝食の欠食割合

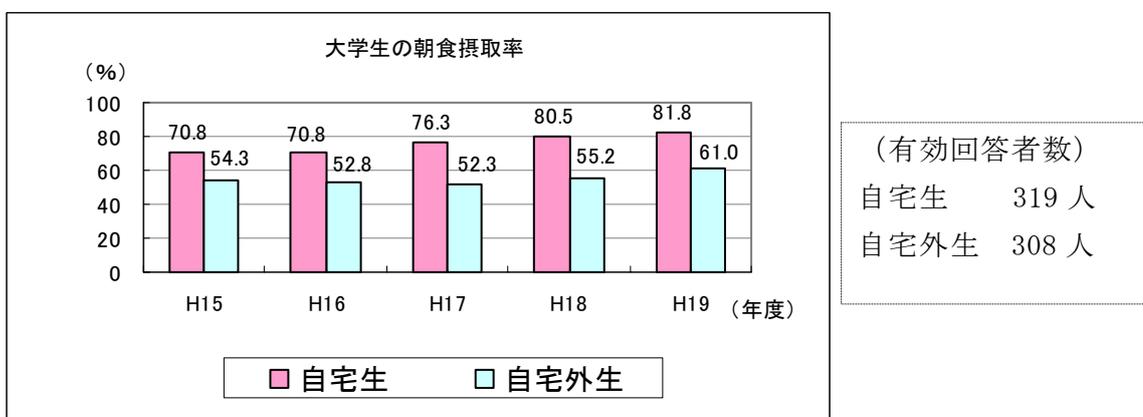
草津市在住の20歳以上の市民の平成16年度における朝食を週に4日以上食べない人の割合をみると、20歳代の男女および30歳代の男性の約20%は朝食を週4日以上食べていないという結果が出ています。

また、市内にある大学に通う学生の平成15年度から平成19年度の朝食の摂取率をみると、わずかに増加しています。平成19年度をみると、自宅以外から通っている学生の61%は朝食を食べている状況ではありますが、自宅から通っている学生に比べて20.8%も摂取率が低い結果となっています。

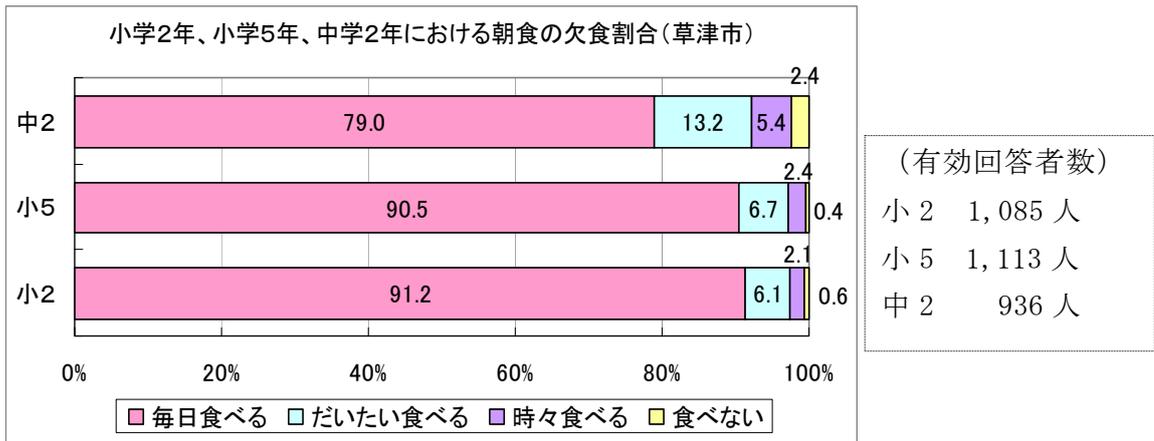
草津市内の小学2年生と小学5年生、中学2年生の平成20年度における朝食の欠食割合をみると、小学2年生で2.7%、5年生で2.8%、中学2年生で7.8%（6頁のグラフにおける「食べない」および「時々食べる」の割合）となっており、学年が上がるにつれて欠食割合は上昇しています。



(資料：平成16年度 滋賀の健康・栄養マップ調査データから集計)



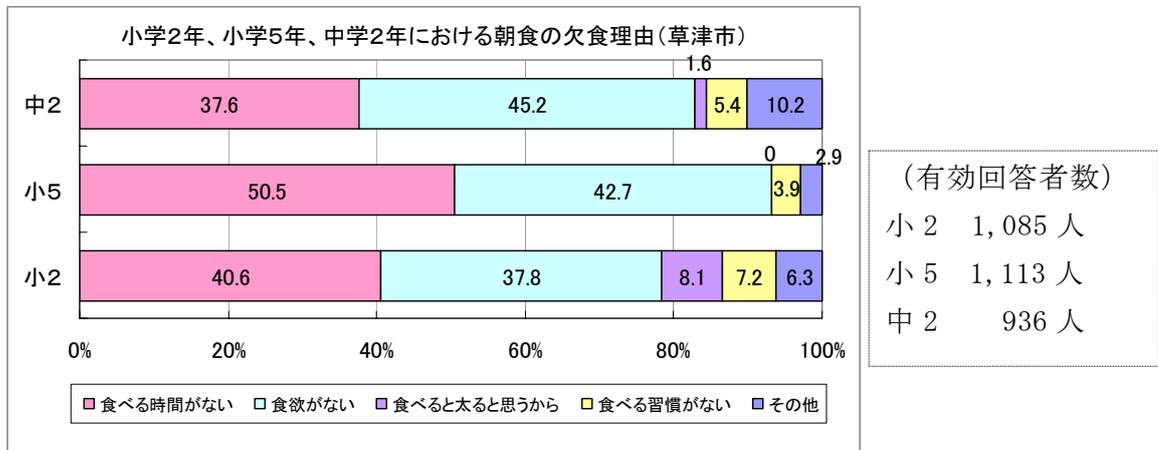
(資料：平成19年10月実施 立命館生活協同組合 第43回学生生活実態調査レポート中、「朝食の摂食率」から)



(資料：平成20年度 草津市食生活アンケート)

② 欠食の理由

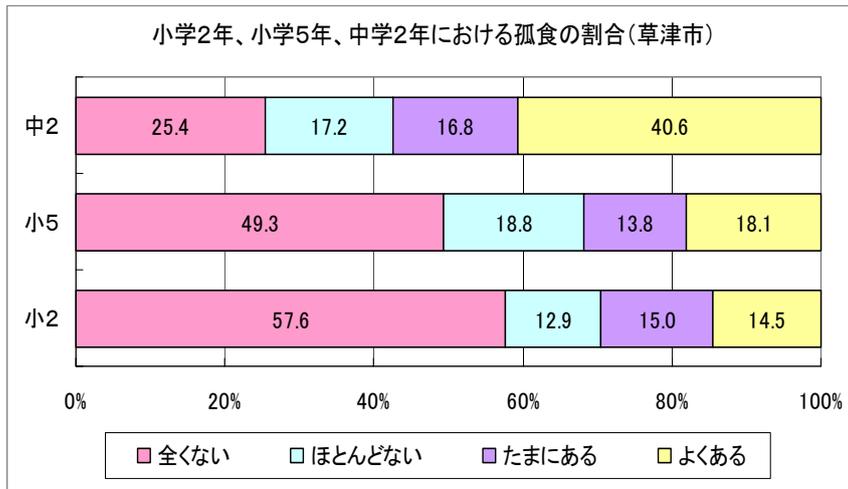
草津市内の小学2年生と小学5年生、中学2年生の平成20年度における朝食の欠食理由をみると、どの学年においても「食べる時間がない」「食欲がない」と回答する児童がほぼ80%以上を占めています。また「食べる習慣がない」と回答する子どもがいることも分かります。



(資料：平成20年度 草津市食生活アンケート)

③ 朝食の^{*4}孤食割合

草津市内の小学2年生と小学5年生、中学2年生の平成20年度における朝食の孤食割合をみると、小学2年生で29.5%、5年生で31.9%、中学2年生で57.4% (7頁のグラフにおける「よくある」および「たまにある」の割合) となっており、学年が上がるにつれて孤食割合は上昇しています。



(有効回答者数)
 小2 1,085人
 小5 1,113人
 中2 936人

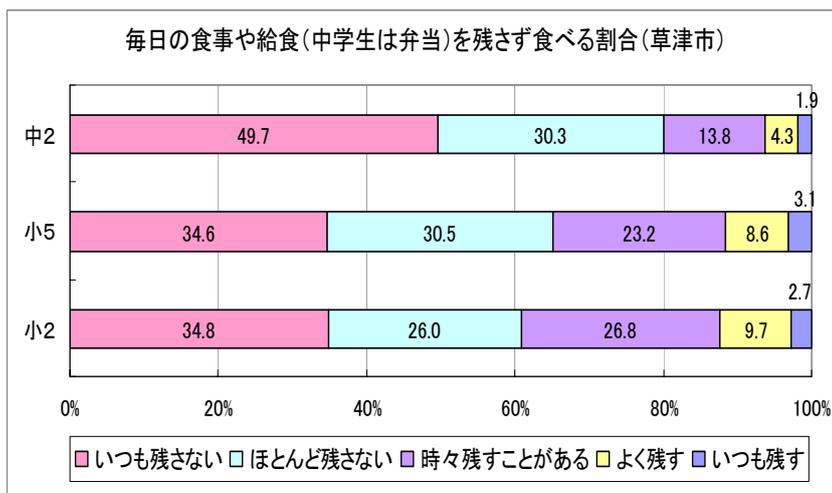
(資料：平成20年度 草津市食生活アンケート)

④ 「食」への感謝

わが国の食料自給率(カロリーベース)^{※5}は約40%と先進国のなかでも最低のレベルとなっており、食料の約60%を輸入に頼っている状況です。

一方で大量の食べ残しや食品の廃棄が行われており、環境への負荷や資源の浪費などが大きな社会問題となっています。

草津市内の小学2年生と小学5年生、中学2年生の平成20年度における毎日の食事や給食(中学生は弁当)を残さず食べる割合をみると、小学2年生で60.8%、5年生で65.1%、中学2年生で80.0%(下のグラフにおける「いつも残さない」および「ほとんど残さない」の割合)となっており、学年が上がるにつれて残さず食べる割合は上昇しています。



(有効回答者数)
 小2 1,085人
 小5 1,113人
 中2 936人

(資料：平成20年度 草津市食生活アンケート)

【課題】

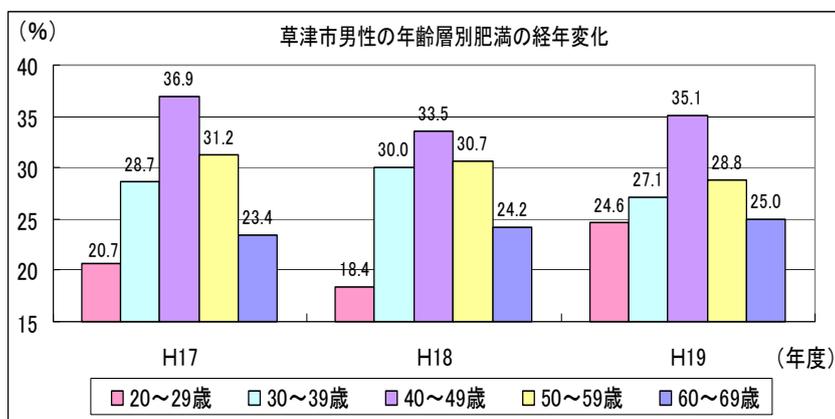
- 年齢が上がるごとに朝食の欠食割合が増えるということは、欠食の習慣化が予想され、大きな課題といえます。朝食を抜くと授業や仕事に集中できないだけでなく、体調を崩したり、肥満ややせの原因にもなり、食生活を見直さず、この状態を続けていくことは、生活習慣病の発症にもつながります。^{*6} ライフスタイルが多様化している現代ではありますが、朝食あるいは人が目覚めて最初にとる食事をしっかりとること、特に子どものころに3食をしっかりとすることは、心身の健康にとって大切であり、そのことを認識して食べる習慣を付けることが重要です。
- さまざまなライフスタイルや家庭の事情などから、孤食という状態が生じてくる場合があります。しかしながら、子どものころの孤食は、食事のマナーや食に関する知識を学ぶ機会を奪い、家族や仲間との心のふれあいの時間を減らすことにもなります。^{*7} 子どもたちの心身の健康づくりの基礎になることを理解し、周囲が揃って食べる機会を設けることは大切です。
- 毎日の食事は、自然の中ではぐくまれた生命をいただく営みであり、農水産物の生産者など、食品にかかわる人たちに支えられて成り立っていることを認識し、食に感謝する気持ちを持つことは大切です。
- もったいないという気持ちを持ち、身の回りの環境や食を大切にすることを養うことは重要です。

(2) 肥満とやせの現状と課題

【現状】

草津市の平成17年度から19年度までの住民基本健診の結果をみると、男性のBMI（ボディマス指数）25.0以上の肥満の割合は40歳代で最も高く、3人に1人が肥満であり、そのほかの年代でも4人に1人が肥満傾向となっています。^{*8}

一方、女性のBMI 18.5未満のやせの割合は、年齢が若いほど高く、20歳代では4人に1人がやせ傾向となっています。

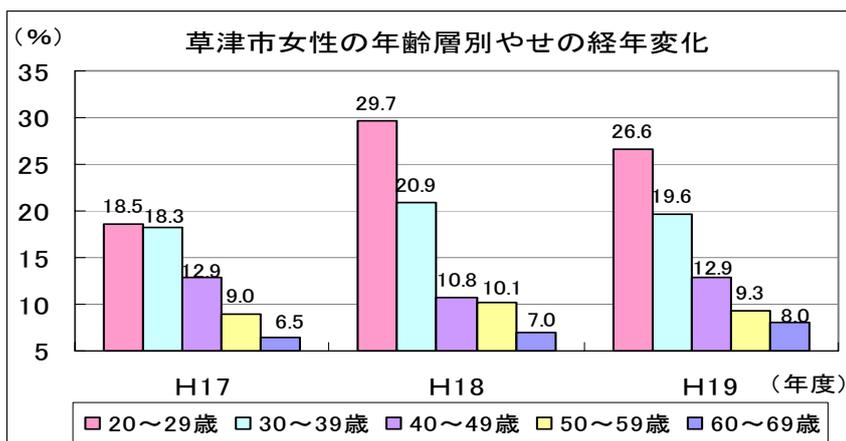


(資料：平成17年～19年度 草津市住民基本健診結果)

(受診者数)

平成19年度男性

20～29歳	178人
30～39歳	272人
40～49歳	225人
50～59歳	330人
60～69歳	1,586人
70～79歳	1,658人
80歳～	1,683人



(受診者数)

平成 19 年度女性

20～29 歳	293 人
30～39 歳	1,026 人
40～49 歳	899 人
50～59 歳	1,638 人
60～69 歳	2,597 人
70～79 歳	2,155 人
80 歳～	1,146 人

(資料：平成 17 年～19 年度 草津市住民基本健診結果)

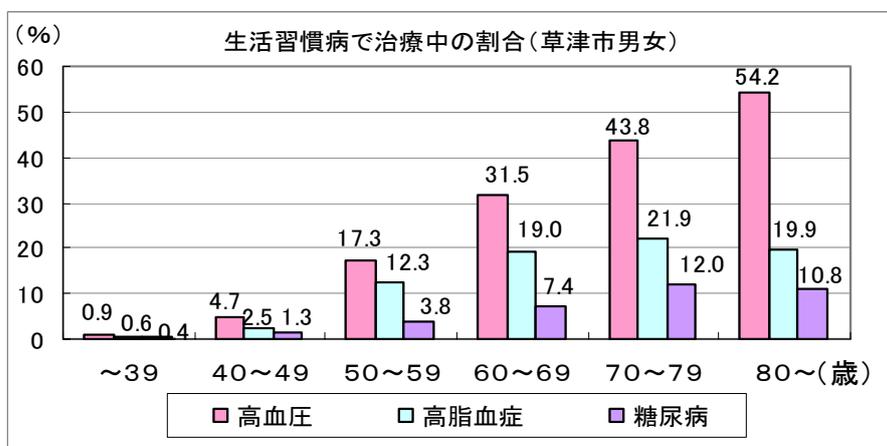
【課題】

- 生活習慣病の発症要因のひとつである肥満の男性が多いことについては、自分に適した食事摂取量や正しい生活習慣を認識することが大切です。
- 若い年代の女性のやせが多いことについては、無理なダイエットなどによる体調不良や骨粗しょう症の発症などに移行しないよう、食生活に関する正しい知識を身に付けるための環境を整える取組みが大切です。

(3) 生活習慣病の現状と課題

【現状】

草津市の平成 19 年度の住民基本健診を受診した人のうち、高血圧、高脂血症、糖尿病で治療中の人の割合をみると、どの年齢においても高血圧で治療中の人の割合が高くなり、続いて高脂血症、糖尿病の順となっています。



(受診者数)

～39 歳	1,794 人
40～49 歳	1,124 人
50～59 歳	1,968 人
60～69 歳	4,183 人
70～79 歳	3,813 人
80 歳～	1,683 人

(資料：平成 19 年度 草津市住民基本健診結果)

【課題】

- 生活習慣病になってから治療すればよいという意識ではなく、生活習慣病にならないよう、日ごろの予防が大切です。子どものころからの食習慣や運動習慣が生活習慣病の発症に影響することを知り、正しい生活習慣を身に付け、継続して実行できる力を養うことが重要です。

(4) 家庭における食生活の現状と課題

【現状】

草津市では、独居から複^{*11}合家族に至るまで、さまざまな家族形態が混在し、食生活の状況も多様化しています。

最近では、惣菜や調理済み食品が手軽に購入できるようになり、利用する家庭が多くなってきています。さらに、外食産業が普及したことで、外食の機会も多くなってきています。

その一方、地元で生産された農水産物を活かした伝統的な料理や各家庭で受け継がれてきた「家庭の味」を大切にしている流れもあります。

今日までの流れを尊重しつつ、今後もそれぞれの家庭における食生活の充実を図ることが大切です。

家庭における食生活において、市民が地元の野菜を使い、調理しているかについては、地元産農産物への購入意識は高いにもかかわらず、市民に十分行き渡っていない現状があります。このことは、気候や土壌に適した野菜を季節に応じて栽培しているため、おのずと種類や量が限定されるなどの理由が考えられます。

【課題】

- それぞれの家庭の実状を踏まえながら、各家庭で受け継がれてきた味や地域で受け継がれてきた伝統料理を活かし、食生活の充実を図ることが重要です。
- 市民が地元産食材に触れ合う機会を多く作っていくことが必要です。

(5) 食の安全・安心の現状と課題

【現状】

近年、わが国においては産地偽装^{*12}、消費期限^{*13}・賞味期限^{*14}・製造年月日の改ざんなど、食品の安全性に関する問題が多発し、大きな社会問題となっています。このことから、今後もさらに食品に関する安全・安心が求められています。

【課題】

- 市民が食の安全・安心について正しく判断し、選択できる力を身に付けることが大切です。
- 生産者や食品関連事業者は、常に安全・安心の意識を向上させることが大切です。^{*15}
- 市民の食にかかわる事故発生を防止することと、緊急事態発生時の被害の拡大を防止し、的確な情報提供に努めることが必要です。（草津市 食の安全アクションプログラムより抜粋）

第3章 計画のめざすもの

1. 基本理念

「生きる根源である食の大切さを見つめ直し、日々の食事が自らを形作ることを認識し、健康で心豊かな人間性をはぐくみます」

2. めざす姿

基本理念を実現するために、4つの柱を達成することをめざして食育を進めていきます。

4つの柱

①食に感謝し、心豊かな人間性をはぐくみます

②食の大切さを認識し、正しい食習慣を身に付けます

③地元産食材を活かした家庭料理を継承していきます

④自分で選択、判断し、安全で安心な食生活を送ります

3. 計画の指標

草津市食育推進計画を推進するために、下記の目標値を設定します。

項 目	現 状	平成 25 年度
食育に関心を持っている人の割合		90%以上
朝食を欠食する割合		
小学 2 年生	2.7% (※1)	0%
小学 5 年生	2.8% (※1)	
中学 2 年生	7.8% (※1)	3%
男性 (20 歳～29 歳)	24.4% (※2)	15%
男性 (30 歳～39 歳)	22.0% (※2)	15%
女性 (20 歳～29 歳)	21.7% (※2)	10%
女性 (30 歳～39 歳)	12.2% (※2)	5%
^{*16} 学校給食における地場産物を使用する割合	11.8% (※3)	30%
^{*17} 環境こだわり農産物の栽培面積	159ha (※4)	240ha
肥満者 (BMI 25.0 以上) の割合		
男性 (20～69 歳)	26.5% (※5)	15%
女性 (40～69 歳)	19.1% (※5)	10%
やせ (BMI 18.5 未満) の割合		
女性 (15～19 歳)	13.6% (※5)	10%
女性 (20～29 歳)	26.6% (※5)	17%
農業体験を実施している小学校	全小学校(13校) (※6)	全小学校
地場産物を購入する人の割合		70%
安全・安心を意識して食品を購入する人の割合		100%

【現状の数字の引先】

- ※1 平成 20 年度草津市食生活アンケート (教育委員会)
- ※2 平成 16 年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査データから集計 (健康福祉部)
- ※3 平成 20 年度学校給食栄養報告 (教育委員会)
- ※4 平成 20 年度環境こだわり農産物の栽培面積 (産業建設部)
- ※5 平成 19 年度草津市住民基本健診 (健康福祉部)
- ※6 平成 20 年度たんぼの子推進事業 (産業建設部)

第4章 施策の展開と役割

1. 子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進

(1) 家庭における食育の推進

家庭での食事は、子どもたちにとって大切な食育の場です。食事のマナーや食に関する知識を学ぶ時間であり、それとともに食べる楽しみ、作る喜びなどを得ることができる大切な機会ともなります。

子どものころからの家庭における食育の推進は、食べ物や作る人への感謝の気持ちを芽生えさせ、思いやりのある心豊かな人間性をはぐくむことで、人生を充実させてくれます。

現在、家庭における家族形態は多様化しており、大人になるにつれて食事の在り方もさまざまとなっています。

しかしながら基本としては、子どものころに培われた心豊かな人間性をはぐくみつつ、それぞれの家族形態の中で心安らぐ楽しい食事の機会を作ることが大切といえます。

そこで今後家庭においては、市民一人ひとりが以下の方向により、食育を推進していきます。

- 家族形態によらず、家族や親戚、仲間などと楽しく食事をする機会をできるだけ増やすように努めます。
- 家族や親戚、仲間などとの会話を通じて、食が健康に及ぼす影響や、よい生活習慣を送るためにはどのようなことに気を付ければよいかなどについて話す機会を持ちます。
- 子どものいる家庭においては、保育所（園）、幼稚園、学校、地域などとの連携を大切にしつつ、そこから得られる知識や情報を家族で共有し、食への関心を深めます。
- 地域との連携を大切にし、得られる情報から食への関心を深めていきます。
- 「早寝、早起き、朝ごはん」を合言葉に、規則正しい食事や十分な休養、睡眠を心掛けます。
- 子どものころから買い物や料理を手伝うことにより、からだに良い食材を選ぶ力を付け、自ら料理ができる力を身に付けます。
- もったいないという心を持ち、環境への配慮を忘れず、「マイ箸運動」を進めます。^{*18}

(2) 保育所(園)、幼稚園における食育の推進

乳幼児期は、心身の成長が著しく、生活リズムや食習慣の基礎ができ、感受性をはぐくむ大切な時期です。そのため、栄養バランスの良い食環境を整えることは、健全な心身の発達を促すことにつながります。

そこで、今後保育所(園)、幼稚園においては、以下に掲げる子ども像の実現をめざし、食育を推進していきます。

- おなかがすくりズムがもてる子ども
- 食べたいもの、好きなものが増える子ども
- 家族や仲間と一緒に食べる楽しさを味わう子ども
- 栽培、収穫、調理を通して、食べ物に触れ始める子ども
- 食べ物やからだのことを話題にする子ども

(資料：雇用均等・児童家庭局母子保健課「食を通じた子どもの健全育成
(－いわゆる「食育」の視点から－)のあり方に関する検討会」報告書より抜粋)

さらに調理師、栄養士、保育士などが連携し、家庭への正しい情報の発信を行い、食に関する相談に応じるなどの体制を整えます。

(3) 学校における食育の推進

成長期にある児童生徒一人ひとりが、生涯にわたって健康でいきいきした生活を送ることをめざし、乳幼児期、保育所(園)、幼稚園ではぐくまれた食育環境を基盤にして、今後学校においては、食に関する指導の充実を以下の方向により図っていきます。

- 各学校における食育推進体制を確立し、学校教育活動全体を通じて体系的、かつ継続的にさまざまな取組みを行います。
- 食に関する専門家である^{*19}栄養教諭・^{*20}学校栄養職員と学級担任、養護教諭などが連携して、全体計画・年間指導計画を基に効果的な食に関する指導を行います。
- 栄養教諭をはじめ教職員は、家庭や地域と連携した食育の授業などを通じて、食に関する興味・関心を高め、正しい食事の在り方や望ましい食習慣についての普及を図ります。
- 農作物を作る体験活動などを通じて、さまざまな生産者の苦労や食べ物に命があることを知り、人や食べ物に対する感謝の気持ちや、もったいないと思う心、大切に作る心を育てます。
- 地元産食材を活用して料理を作ったり、さまざまな器で盛付けを工夫したりすることで、食生活を豊かにする体験的な学習を進めます。
- 給食時間における楽しい食事や給食当番活動などを通じて、他の人と豊かな心で接することのできるマナーや、社会への適応性を養います。
- 食材が、どのようにして生産、調理され、安全・安心の基に自分たちの目の前に並ぶのかを学ぶことにより、安全な食品を判断、選択する力、「自分の健康は自分で守る」という^{*21}自己管理能力を養います。
- 給食だよりの発行や、給食試食会、^{*22}家庭教育学級などを通じて家庭の食育を推進します。また、個々の児童・生徒および保護者の相談に応じるなど、家庭との連携を図っていきます。
- 市ホームページや広報に毎月の給食献立表を掲載し、栄養バランスのとれた食事の情報を提供します。

(4) 地域における食育の推進

地域には、子どもから大人までさまざまな世代の人が集まって生活しています。家庭や保育所（園）、幼稚園、学校、ボランティア団体やNPO法人など関係団体との連携を図りながら、広く市民に食育を推進していきます。

- 親子料理教室や三世代料理教室、農業体験学習などを開催し、食べ物や人に触れあう機会を持つことで食への関心を高め、食の楽しさを体験し、食の大切さ、ありがたさを学ぶ場を提供します。
- 市民センター（公民館）の食育講座や男性の料理教室などにおいて食生活における男女共同参画を推進します。また、外国人による母国の料理教室などの開催を通じて、食における文化交流を図ります。
- 生産者の指導のもとに行う米づくり事業では、田植えから稲刈り、試食を行う過程で、直に生産者の苦労や自らの手で作った米への愛情を感じとれるように、誰もが食への関心を高める機会を提供します。このように大人と子どもがともに体験活動を行う地域協働合校事業を実施します。
- 家庭教育学級の食育学習では、子どもの成長や食事のバランスについての正しい知識や食材の安全性、調理する際の衛生面の注意などについて学び、食材を正しく判断、選択できる力を養います。
- 市民と行政とのパイプ役である健康推進員は、各種料理教室、健康づくりを啓発する人形劇や紙芝居、エプロンシアターなどを通じて、市民に正しい食生活の普及を行います。各市民センターにおいては離乳食レストランを実施し、乳児を持つ保護者や妊婦などにわかりやすく離乳食の作り方を説明し、試食の機会を作ります。また食育フェルトパネルを使い、食の大切さについて啓発を行います。

(5) 生産者、食品関連事業者における食育の推進

消費者の食に対する安全・安心志向の高まりの中、生産者、食品関連事業者は、消費者との相互理解や信頼関係を深めるための取組みを以下の方向で推進していきます。

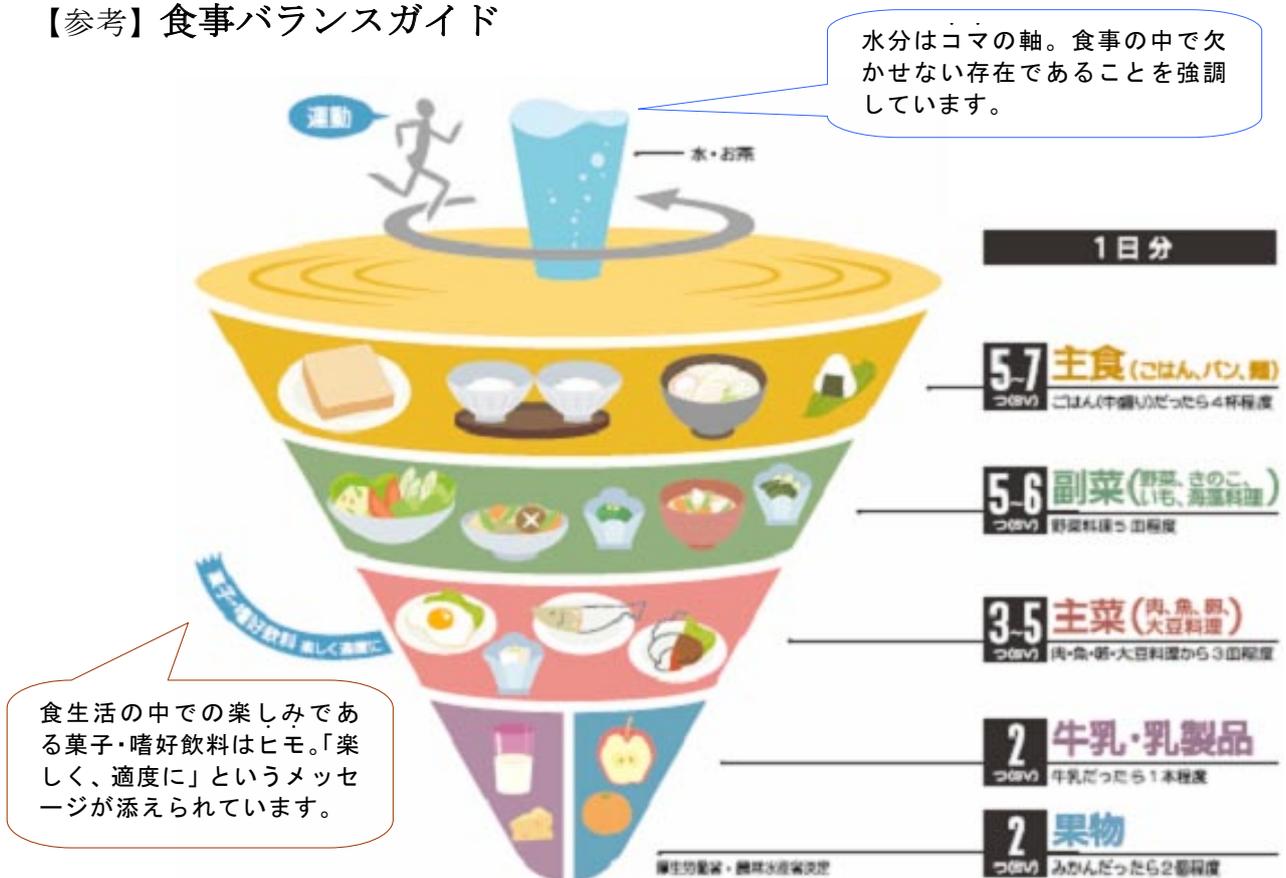
- 生産者・食品関連事業者は、安全・安心で環境にやさしい食材の提供に努めます。また、地域の環境保全に向けた環境こだわり農業を推進していきます。
- 生産者と消費者がお互いに顔の見える関係を築けるよう、直売所や朝市の拡充、農業まつりなどのイベントを行います。その際、生産者から消費者に対し、農水産物のおいしさや農業・漁業についての思い、生産現場の現況や苦労について直接発信できるような環境づくりに取組みます。

(6) 行政などにおける食育の推進

心身の健やかな成長の基礎となる食の大切さについて、行政ではさまざまな面から関わり、市民それぞれの^{*28}ライフサイクルに沿った適切な食習慣が確立されるよう以下の方向で食育を推進していきます。

- ^{*29}地産地消・地場食材の効果などの情報提供に努めます。
- 歯の健康と食の関連性、食に関する知識の普及啓発に努めます。さらに、健康的な食習慣を身に付けるために健康相談や妊婦教室、乳幼児健診など^{*30}ライフステージに応じた食育の推進や、食育に関連した学習機会の提供などに取り組みます。
- ^{*31}食事バランスガイドや^{*32}手ばかり栄養法を使い、自分に必要な食事量が分かるような知識の普及啓発や生活習慣病予防のための知識の普及に努めます。
- 大学生や社会人で一人暮らしを始めた人が料理を体験できる機会を提供できるように努めます。
- 家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、地域などの食育推進については、行政各関係部署が連携を取りつつ、一貫した推進に努めます。

【参考】食事バランスガイド



2. 風土と環境に調和する食育の推進

(1) 家庭や地域の味の継承

市民一人ひとりが食に対する知識や関心を高めるために、今後は各家庭の味を大切にしながらも、地域で受け継がれてきた料理や食生活にかかわる風習などについて学ぶ事業を展開していきます。

- 各種イベントや料理教室などを開催する際には、機会を捉えて優れた日本食の良さを紹介し、栄養バランスのとれた日本型食生活の良さについて啓発します。また、日本食のマナーや箸の使い方などの基本を見つめ直し、次世代に伝えていきます。
- 給食や各種イベントなどでは、湖国近江の郷土料理や行事食を紹介し、食を身近に感じてもらうことで、地域で受け継がれてきた料理に触れる機会を充実させます。
- それぞれの家庭の味を大切に、家族や仲間などと楽しんで食べる機会を増やします。
- 大人と子どもが交流しながら、地域特有の郷土料理や調理方法をともに学ぶ機会づくりに努めます。
- 高齢者から若者へなど、世代を超えて地域で受け継がれてきた料理を継承する料理講習会などの機会づくりに努めます。

(2) 地産地消を活かした食育の推進

全国各地はもとより外国からの輸入食材も増え、一年中さまざまな食材が手に入るようになった現代ではありますが、地元で採れたものを旬の時期に食するということは、その地域に住む人にとって心身の健康や環境への負荷も小さいといわれています。

地産地消を進めていくために、以下の方向で展開を図っていきます。

- 行政における地元産食材のPR活動や、スーパーマーケットなどの量販店での地元産コーナーの開設、加工部門や飲食部門における取扱いの促進を図り、消費者が少しでも地元産食材を購入できる機会を拡大します。
- 食を通じて、市民一人ひとりが住んでいる地域の農水産物などに対する理解や関心を高めてもらえるよう、生産者および食品関連事業者においては農水産物の情報や地元産食材を活かした調理方法などの情報提供を行います。
- 保育所、学校の給食では、旬の食材や地元産農水産物を取入れるとともに、給食だよりなどを通じて、地産地消の必要性を家庭に向けて啓発します。

(3) 安全・安心な食の確保と環境への配慮

市民一人ひとりが食の「安全」について正しい知識と高い意識を持ち、事業者がそれに応え、「安心」を提供していく地域社会を実現させることが、安全・安心な食の確保につながります。また、身の回りの自然環境や食を大切に作る心を養い、購入から調理、消費、廃棄までの各段階で環境への負荷の軽減をめざした食生活を送ることが大切です。

そこで今後は、消費者、生産者、販売者のそれぞれが、食の安全・安心の確保と環境への負荷の軽減をめざした取組みを以下の方向で推進します。

- 食の安全は、命に関わる大切な問題です。消費者である市民は、食品表示の正しい見方や安全な食品の選び方などについての正しい知識を積極的に学ぶように努めます。また行政は、広報などを通じて食の安全についての正しい情報を随時提供していきます。
- 生産者、販売者は、消費者が安心して購入できる食材を生産、販売していきます。
- 信頼できる食材の提供に向けて、消費者と事業者双方のコミュニケーションの機会を作ります。
- 生産者、販売者は、食品包装を簡素化し、環境への配慮に努めます。
- 消費者は、買い物袋の持参、調理や保存の工夫による生ごみや食べ残しの削減、生ごみの再資源化^{*33}、マイ箸運動の推進に努めます。また行政は、広報などを通じて、環境への負荷を軽減できる方法などについての情報提供を行うよう努めます。

【参考資料】

◆用語解説

章	掲載ページ	語句	解説
第1章	1	*1 生活習慣病	日常生活習慣によって引き起こされる病気の総称で、その定義は「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する症候群」とされています。脂質異常症、高血圧、糖尿病、肥満、骨粗しょう症、がんなどが代表的です。最近では、成人だけの問題ではなく、子どもの時期からの発症が増えてきています。
		*2 健全な食生活	生活のリズムとして一日3回規則正しく食事をとること、栄養のバランスがとれていること、自分の体に見合った適正量がとれていること、食品の安全性に配慮すること、食べ残さない・作り過ぎないなど環境に配慮すること、食卓を囲んで一緒に食事することなど望ましい姿の食生活のことです。
第2章	4	*3 核家族	「大家族」と対になる言葉として、一組の夫婦と未婚の子どものみによって構成される家族のことです。
	6	*4 孤食	家族がいながら、家庭内で一人孤独に食事をするを「孤食」といいます。 ◆【参考】「孤食」以外の「こ食」について <ul style="list-style-type: none"> ・「個食」…同じ食卓でも家族がそれぞれバラバラなものを食べることを ・「粉食」…パン、うどんなど、粉製品を好んで主食にすること ・「固食」…自分の好きな、決まったものしか食べないこと ・「小食」…食べる量が少なすぎることを。少食 ・「濃食」…濃い味付けのものばかり好んで食べることを (資料：「服部幸應の食育の本 vol.2」)
	7	*5 食料自給率（カロリーベース）	食料をその材料に含まれるカロリーで表すことであり、食品に含まれる基礎的な栄養であるカロリーに着目して、食料品全体における自給率を計算するものです。
	8	*6 ライフスタイル	生活様式のこと、衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会のかかわり方までを含む広い意味での生き方を表します。
		*7 食事のマナー	「いただきます、ごちそうさま」のあいさつをする、姿勢を正す、箸の持ち方を正す、食事時のテレビを消す、食事中は立ち歩かないなど、さまざまなマナーがあります。

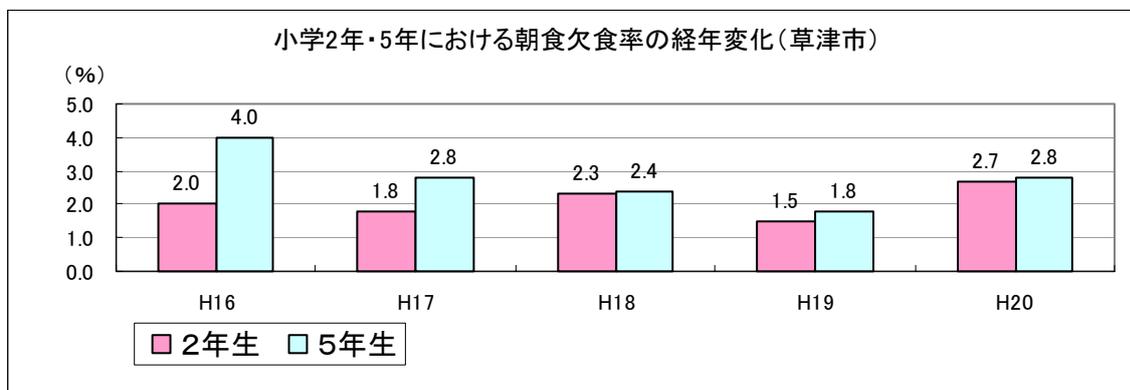
章	掲載ページ	語句	解説
第2章	8	*8 BMI（ボディマス指数）	ボディマス・インデックス (Body Mass Index) の略です。「体重 kg ÷ (身長 m × 身長 m)」で求める体格指数のことで、肥満度を測る国際的な指標です。18.5 未満をやせ、18.5 以上 25.0 未満を正常、25 以上を肥満と判定しています。
	9	*9 骨粗しょう症	骨の量が減って骨が弱くなり、骨折しやすくなる病気です。
		*10 住民基本健診	市民を対象に実施する健康診査です。（平成 19 年度まで） ※平成 20 年度からは、各医療保険者の行う健康診査に変更。
	10	*11 複合家族	親戚（おじ・おば・いとこなど）や子どもの配偶者とその子どもなどと同居している家族のことです。
	11	*12 産地偽装	偽装表示の一種で、生産地を偽って表示し、消費者や中間業者に対し、あたかも表示された生産地で生産された製品であるかのように見せる行為をいいます。
		*13 消費期限	定められた方法で保存した場合において、品質が急速に劣化する食品（おおむね 5 日以内で品質が劣化するもの）に対して表示される衛生上の危害が生じるおそれのないと認められる期限を示す年月日をいいます。
		*14 賞味期限	定められた方法で保存した場合において、品質の劣化が比較的緩やかな食品に対し、その品質の保持が十分に可能な期間をいいます。（賞味期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。）
		*15 食品関連事業者	食品に携わっている事業者すべてを指します。食品製造事業者はもちろん、農林水産業者や流通関係事業者なども含みます。
	13	*16 学校給食における地場産物を使用する割合	指定した一週間の調査の中で、使用した全ての食材（ただし、五訂日本食品成分表記載の調味料および香辛料を除く。また、だし用のにぼしや昆布なども除く。）を全食材数として、そのうち地場産物（市内産と県内産を含む）の食材をどれだけ使用したかをいいます。 ◆地場産物の食材紹介 市内産…ほうれんそう、水菜、みそ、青花粉末、メロン 県内産…米、パンの小麦粉の 20%、牛乳、牛肉、湖魚（スジエビ、イサザ、ワカサギ、ビワマス、ゴリなど）、小麦粉（パン以外）など

章	掲載ページ	語句	解説
第4章	13	*17 環境こだわり 農産物	化学合成農薬および化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産されたものとして滋賀県が認証した農産物のことです。
	14	*18 マイ箸運動	使い捨ての割り箸は、ごみの量を増やし、森林破壊にもつながります。また、箸を粗末に使い捨てることは、いただく命をも粗末にすることにもつながります。繰り返して使える自分の箸を持ち歩き、感謝について考える運動です。
	16	*19 栄養教諭	児童・生徒の栄養の指導および管理をつかさどる教員のことです。（学校教育法第37条第13項）小中学校などにおける食育の推進をめざして平成17年度から配置され、草津市では平成20年度から1人配置されています。
		*20 学校栄養職員	学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる教職員のことです。
		*21 自己管理能力	自分自身をしっかり管理し、コントロールする力のことです。
		*22 家庭教育学級	小学校や中学校を拠点として保護者同士が学習したいことを自ら企画し、計画的・継続的に活動を行っていくものです。
	17	*23 男女共同参画	男女が、性別に関係なく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことです。
		*24 地域協働合校	「地域協働合校」は、子どもと大人の協働、子どもの健やかな成長、地域学習社会の形成をめざして子どもから大人まで、さまざまな年代の人が世代を超えてかかわり、学び合い、その成果を次世代につなげていく活動のことです。

章	掲載ページ	語句	解説
第4章	17	*25 エプロンシアター	胸当て式のエプロンに、布で作った登場人物の人形を貼り付けながら、物語を演じる人形劇で、草津市の健康推進員活動のひとつになっています。
		*26 離乳食レストラン	離乳食の進め方の習得と、参加者同士が交流を図れるよう、離乳食についての話や試食、座談会を各市民センター等で健康推進員が中心となって実施しています。
		*27 食育フェルトパネル	フェルトや布を土台にして、食材や料理を貼り付けられるようにした食育の教材です。健康くさつ21で考案し、現在は、草津市の健康推進員活動で活用しています。
	18	*28 ライフサイクル	人間の一生にみられる規則的な推移のことです。
		*29 地産地消	「地場生産—地場消費」を略した言葉です。地域で生産されたものをその地域で消費するという意味で使われます。
		*30 ライフステージ	出生から、就学、就労、出産、子育て、退職後などの人生の節目によって変わる生活に着目した区分です。
		*31 食事バランスガイド	望ましい食生活について示した「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして、一日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安を分かりやすくイラストで示したものです。厚生労働省と農林水産省により平成17年6月に決定されました。
		*32 手ばかり栄養法	自分の手のひらを秤（はかり）の代わりに使い、自分に合った栄養量を簡単に覚えられる方法です。
	20	*33 生ごみの再資源化	生ごみの水分を蒸発させ、かつ易分解性有機物を二酸化炭素や水分に交換し、残ったものを堆肥として再資源化し、利用することです。

◆食に関するデータ

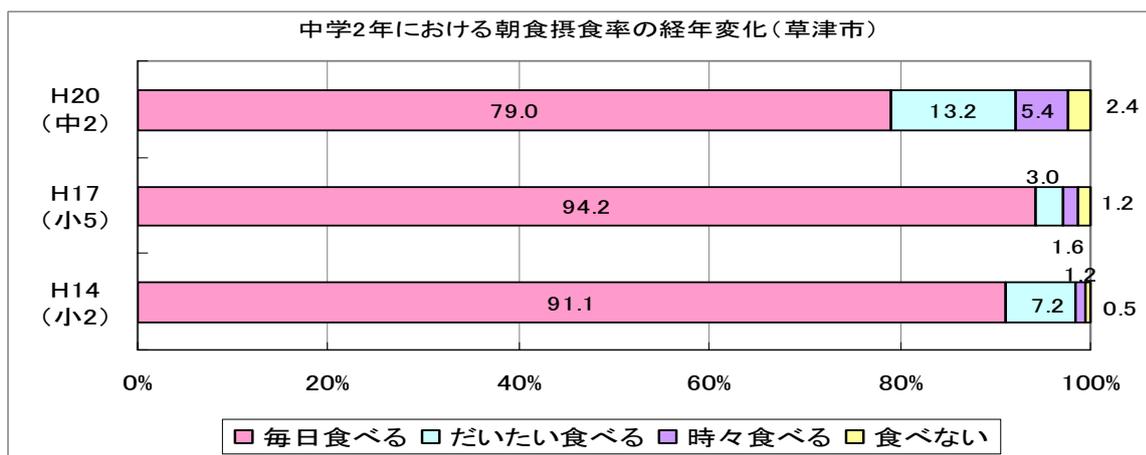
【資料 1】 小学 2 年生と小学 5 年生の朝食の欠食率をみたところ、調査年度により結果にばらつきが見られるが、総じて小学 5 年生のほうが小学 2 年生よりも朝食の欠食率は高い傾向にある。なお、平成 20 年度は学校で回答する方法を取ったため、回答数が多く、より現実に近い数値だと思われる。



(平成 16～20 年度 草津市食生活アンケート結果)

(有効回答者数)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学2年生	983人	947人	1,002人	944人	1,085人
小学5年生	831人	863人	840人	936人	1,113人

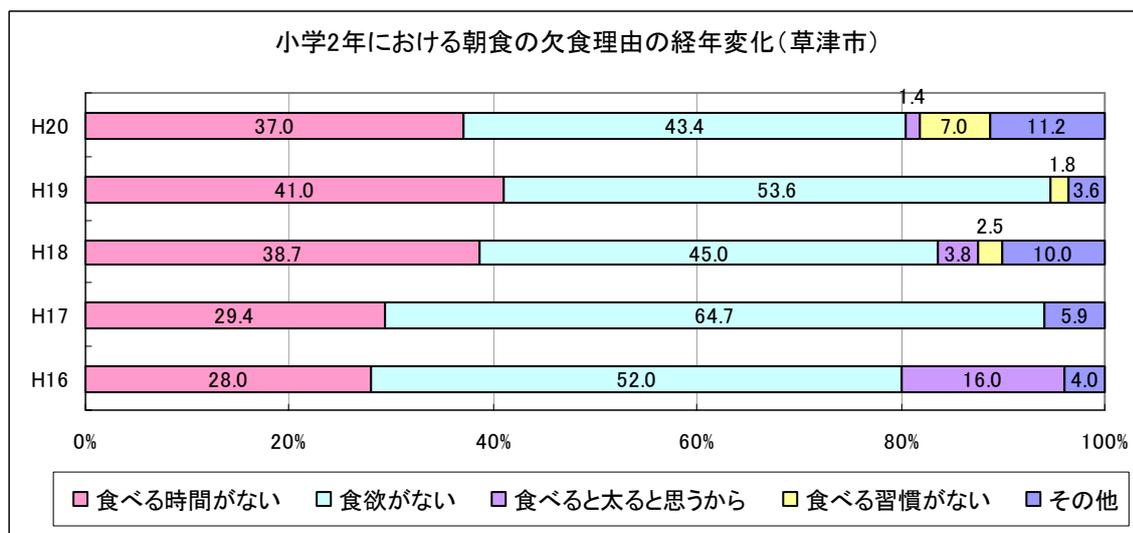
【資料 2】 平成 20 年度に中学 2 年生である生徒の朝食の摂食率を、平成 17 年度に小学 5 年生であった時、平成 14 年度に小学 2 年生であった時と経年的にみたところ、年度を経るごとに「毎日食べる」及び「だいたい食べる」の割合が減っている。



(平成 14、17、20 年度 草津市食生活アンケート結果)

(有効回答者数)	平成14年度	平成17年度	平成20年度
平成14年度	989人	863人	936人

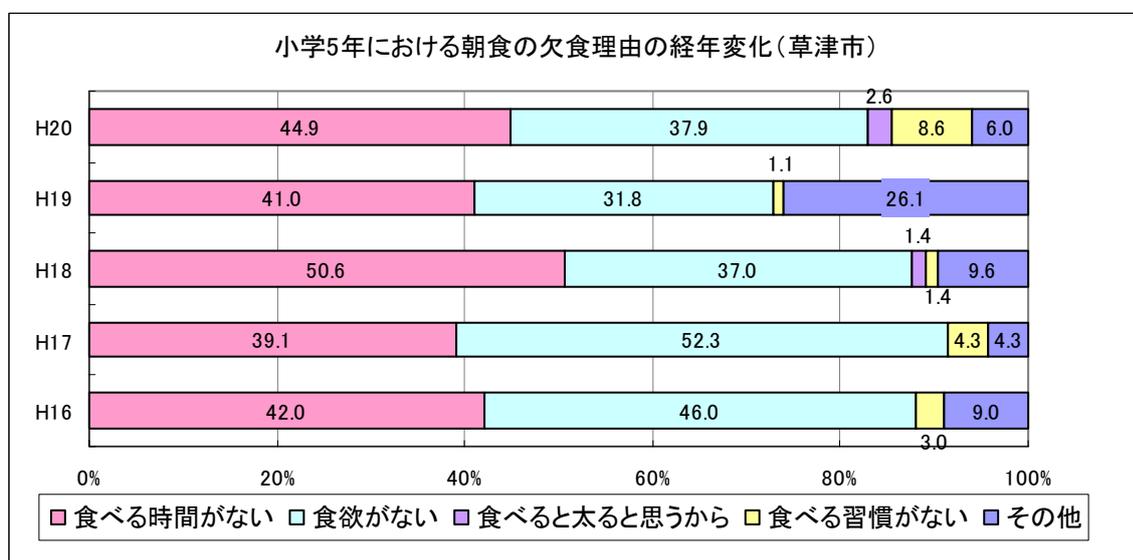
【資料 3】 調査年度に小学 2 年生だった児童の朝食の欠食理由の結果をみると、年度を経るごとに「食べる時間がない」及び「食べる習慣がない」の割合が増えている。



(資料：平成 16～20 年度 草津市食生活アンケート結果)

(有効回答者数)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学2年生	983人	947人	1,002人	944人	1,085人

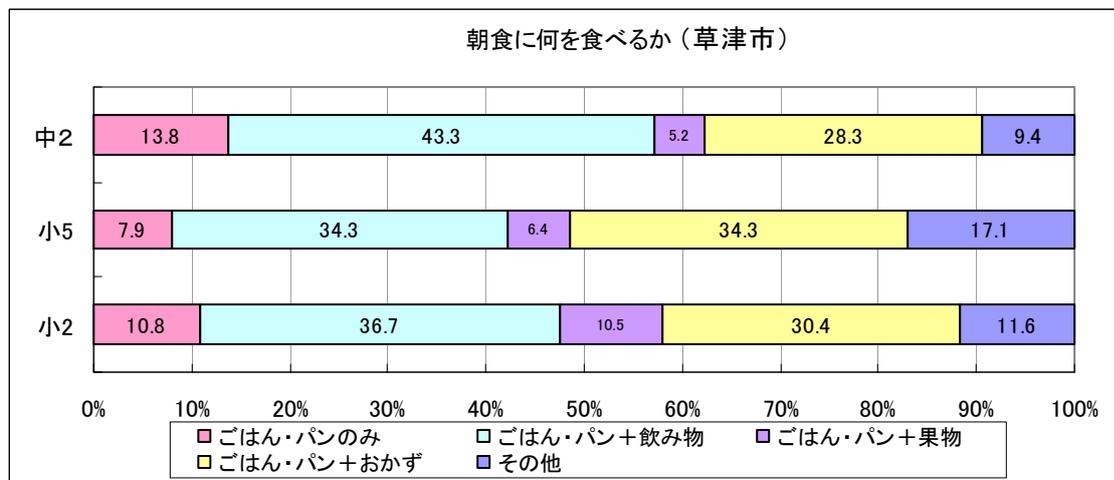
【資料 4】 調査年度に小学 5 年生だった児童の朝食の欠食理由の結果をみると、どの年度も「食べる時間がない」及び「食欲がない」の回答が 70%以上ある。



(資料：平成 16～20 年度 草津市食生活アンケート結果)

(有効回答者数)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学5年生	831人	863人	840人	936人	1,113人

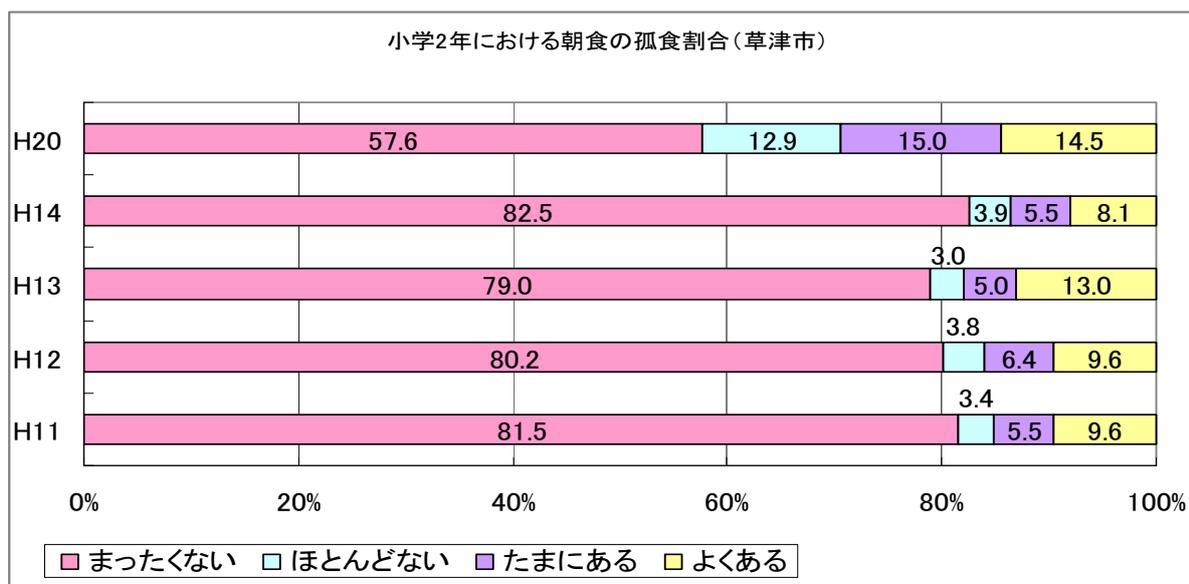
【資料 5】 小学 2 年生、小学 5 年生と中学 2 年生の朝食内容を調査した結果、どの学年においても「ごはん、パン+飲み物」の形態がもっとも多く、続いて「ごはん、パン+おかず」となっている。



（資料：平成 20 年度 草津市食生活アンケート結果）

（有効回答者数）	小学2年生	小学5年生	中学2年生
	1,085人	1,113人	936人

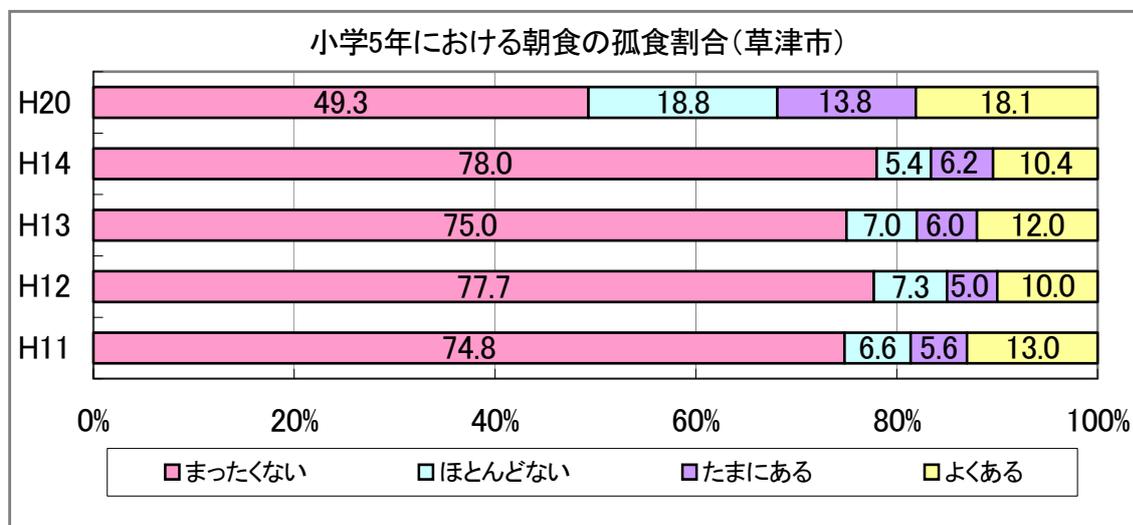
【資料 6】 調査年度に小学 2 年生だった児童の朝食の孤食割合の結果をみると、平成 14 年度までは概ね同じ傾向を示している。平成 20 年度は学校で回答する方法を取ったため、回答数が多く、より現実に近い数値だと思われるが、孤食割合は他年度に比較して増えている。



（資料：平成 11～14 年度、平成 20 年度 草津市食生活アンケート結果）

（有効回答者数）	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成20年度
小学2年生	757人	884人	876人	989人	1,085人

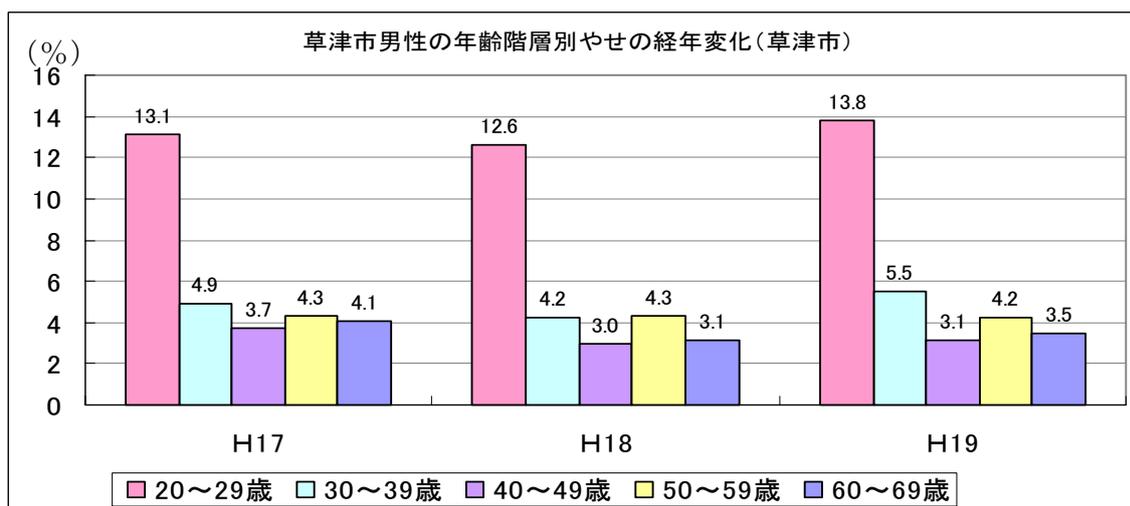
【資料 7】 調査年度に小学 5 年生だった児童の朝食の孤食割合の結果をみると、平成 14 年度までは概ね同じ傾向を示している。平成 20 年度は学校で回答する方法を取ったため、回答数が多く、より現実に近い数値だと思われるが、孤食割合は他年度に比較して増えている。



(資料：平成 11～14 年度、平成 20 年度 草津市食生活アンケート結果)

(有効回答者数)	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成20年度
小学5年生	726人	773人	828人	787人	1,113人

【資料 8】 年齢層別の男性のやせの割合を経年的にみると、どの年度においても 20～29 歳が突出して多い一方、40～49 歳がもっともやせの割合が少ない。(本編 8 頁のグラフにおいては、男性の肥満割合がもっとも多いのは 40～49 歳となっている。)



(平成 17～19 年度 草津市住民基本健診結果)

(受診者数)	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳
平成17年度	222人	324人	241人	398人	1,715人
平成18年度	190人	283人	197人	371人	1,614人
平成19年度	167人	273人	225人	330人	1,586人

【資料 9】平成 12 年と比較して平成 16 年のほうが、エネルギー摂取量が増加している。特に増加している栄養素は炭水化物、カルシウムであり、逆に減少しているのはたんぱく質、鉄、食塩である。食塩は減少しているものの、国・県と比較すると多くなっている。

栄養素別摂取量年度別比較

栄養素等		草津市 (平成 12 年)	草津市 (平成 16 年)	滋賀県 (平成 16 年)	国 (平成 18 年)
エネルギー	(kcal)	1,872	1,904	1,872	1,891
たんぱく質	(g)	79.5	75.8	73.1	69.8
うち動物性	(g)	45.0	41.9	40.2	37.5
脂質	(g)	57.6	57.5	54.6	54.1
うち動物性	(g)	30.6	30.6	29.1	27.3
炭水化物	(g)	248	256	257	264
カルシウム	(mg)	528	544	519	540
鉄	(mg)	11.4	8.4	8.2	8.0
食塩	(g)	12.9	11.5	10.6	10.8
ビタミン A	(IU)	2,184	※938	※971	※596
ビタミン B 1	(mg)	1.17	0.98	0.98	1.49
ビタミン B 2	(mg)	1.34	1.26	1.22	1.46
ビタミン C	(mg)	138	121	116	113

※ビタミン A の単位は、五訂日本食品成分表より 1 IU → μ g となっている。
(平成 12・16 年度 滋賀の健康・栄養マップ調査、平成 18 年度 国民健康・栄養調査結果)

【資料 10】平成 12 年と比較して平成 16 年のほうが穀類、緑黄色野菜、果実類、海草類、菓子類、魚介類などの摂取量が増加し、逆にいも類、油脂類、豆類、その他の野菜、砂糖類、肉類、卵類、乳・乳製品などの摂取量が減少している。

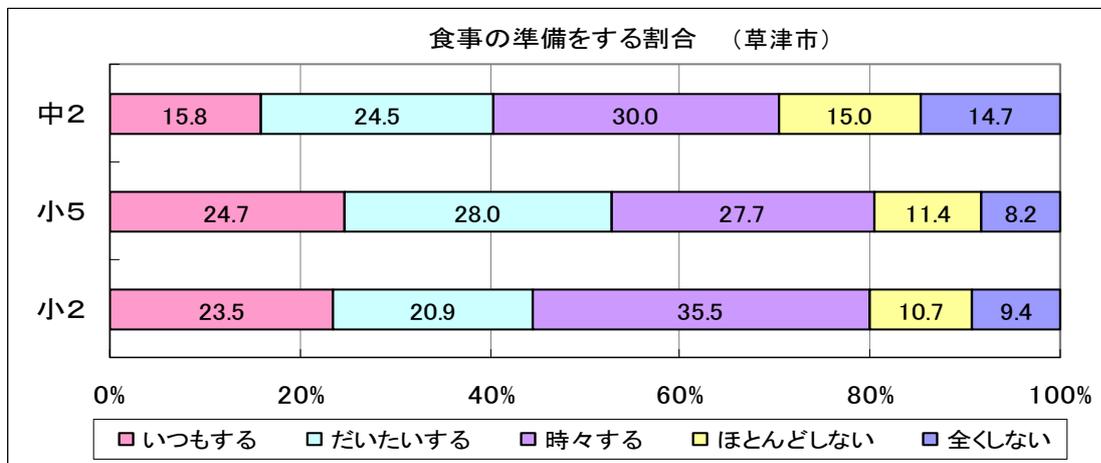
食品群別摂取量年度別比較

(単位:g)

栄養素等	草津市 (平成 12 年)	草津市 (平成 16 年)	滋賀県 (平成 16 年)	国 (平成 18 年)
穀類	423.6	437.1	445.8	449.8
いも類	56.5	55.6	63.4	62.1
油脂類	16.1	10.6	9.9	10.2
豆類	67.1	63.6	58.1	56.3
緑黄色野菜	99.6	101.9	93.3	95.6
その他の野菜	159.6	142.6	151.1	192.3
果実類	101.9	112.0	94.5	107.5
海草類	4.7	8.7	6.6	12.8
砂糖類	10.0	7.0	6.5	7.1
菓子類	13.0	14.7	13.9	26.0
魚介類	93.2	94.9	82.9	80.2
肉類	95.4	80.1	83.9	80.4
卵類	44.6	38.9	38.8	36.0
乳・乳製品	111.3	100.0	101.6	125.3

(平成 12・16 年度 滋賀の健康・栄養マップ調査、平成 18 年度 国民健康・栄養調査結果)

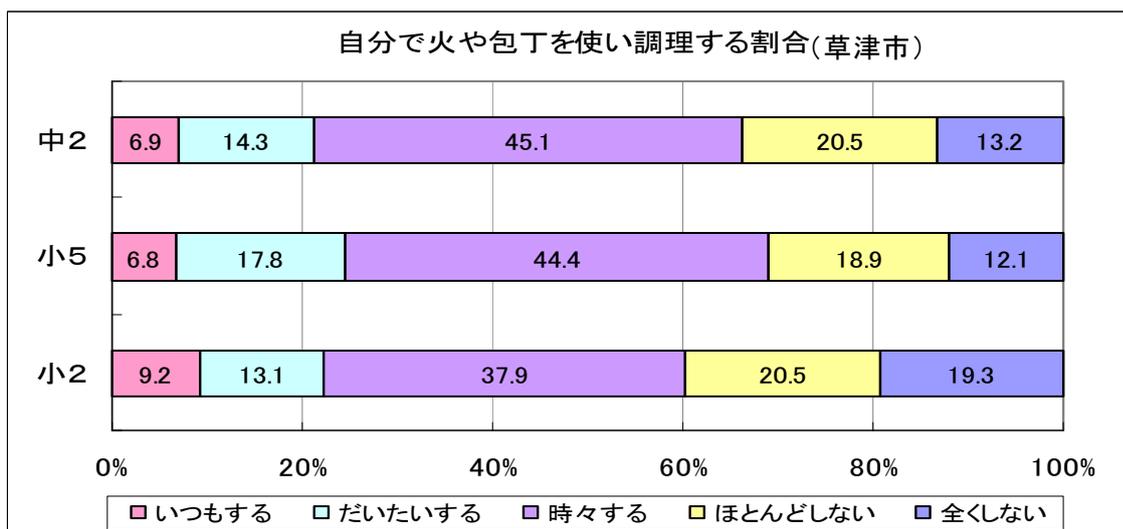
【資料 11】 小学 2 年生、小学 5 年生と中学 2 年生の食事の準備をする割合をみると、どの学年においても「いつもする」及び「だいたいする」の割合は 40%以上ある。一方、「ほとんどしない」及び「全くしない」の割合は小学 2 年生・5 年生で約 20%、中学 2 年生で約 30%であることが分かる。



(平成 20 年度 草津市食生活アンケート結果)

(有効回答者)	小学2年生	小学5年生	中学2年生
	1,085人	1,113人	936人

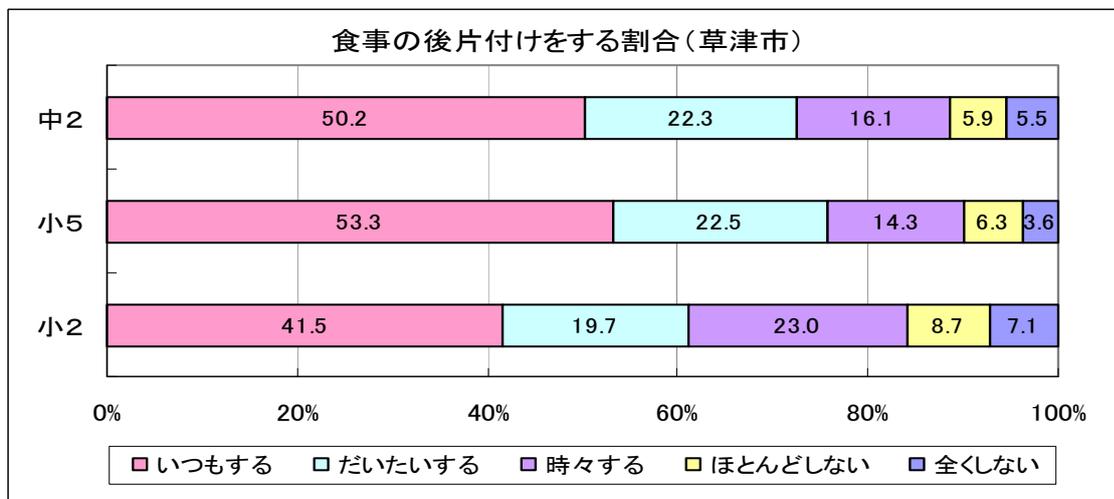
【資料 12】 小学 2 年生、小学 5 年生と中学 2 年生の自分で火や包丁を使い調理する割合をみると、どの学年においても「いつもする」及び「だいたいする」の割合は 20%以上、「ほとんどしない」及び「全くしない」の割合は 30%以上あることが分かる。



(平成 20 年度 草津市食生活アンケート結果)

(有効回答者)	小学2年生	小学5年生	中学2年生
	1,085人	1,113人	936人

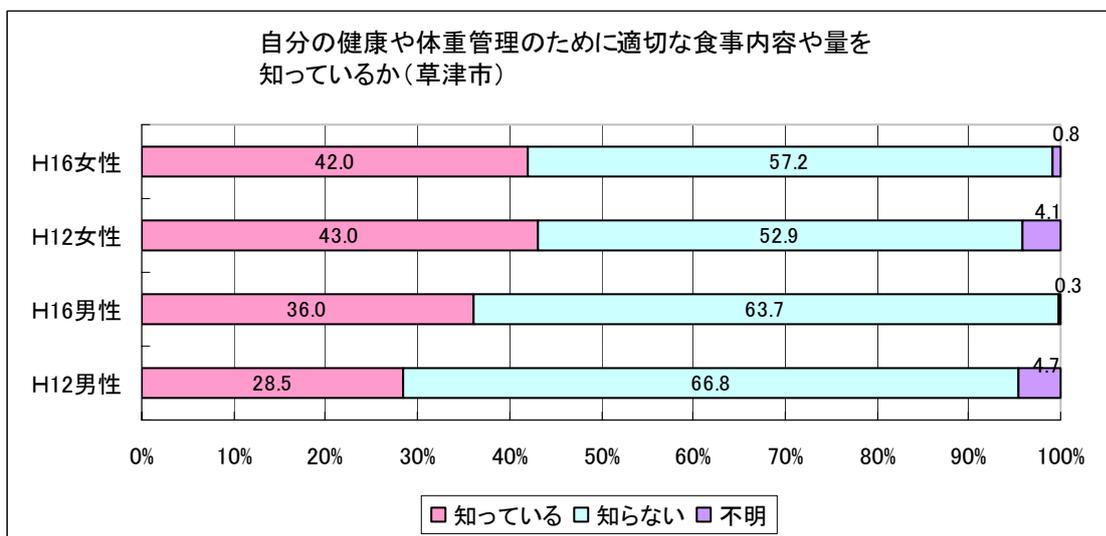
【資料 13】 小学2年生、小学5年生と中学2年生の食事の後片付けの割合をみると、どの学年においても「いつもする」及び「だいたいでする」の割合は60%以上あり、「ほとんどしない」及び「全くしない」の割合は約10%であることが分かる。



(平成 20 年度 草津市食生活アンケート結果)

(有効回答者数)	小学2年生	小学5年生	中学2年生
	1,085 人	1,113 人	936 人

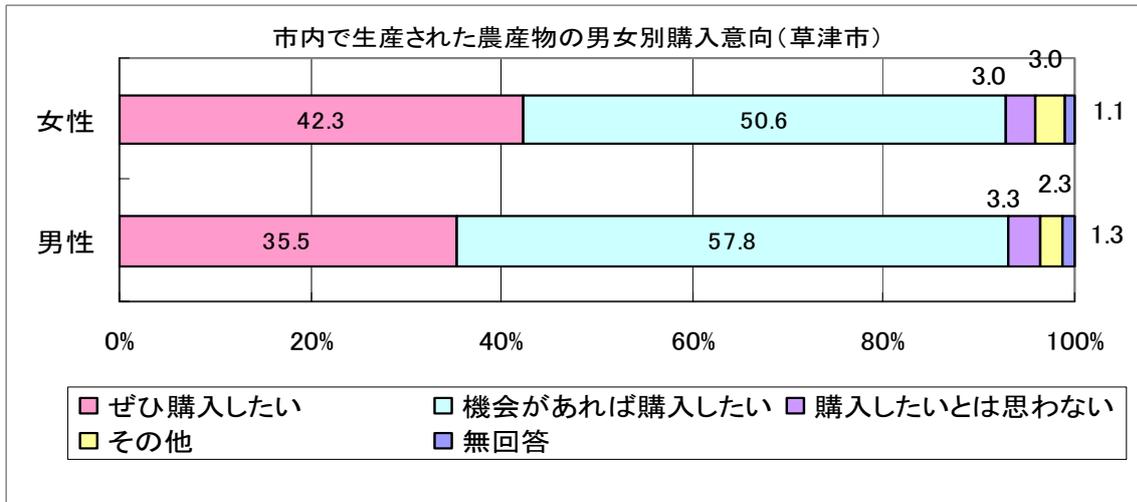
【資料 14】 自分の健康や体重管理のために適切な食事内容や量を知っているかという調査の男女別の結果をみると、平成 12 年度と比較して平成 16 年度の男性は「知っている」の割合が 7.5%、女性は「知らない」の割合が 4.3%増えている。



(平成 12、16 年度 滋賀の健康・栄養マップ調査結果から集計)

(有効回答者数)	平成16年度女性	395人	平成16年度男性	347人
	平成12年度女性	563人	平成12年度男性	395人

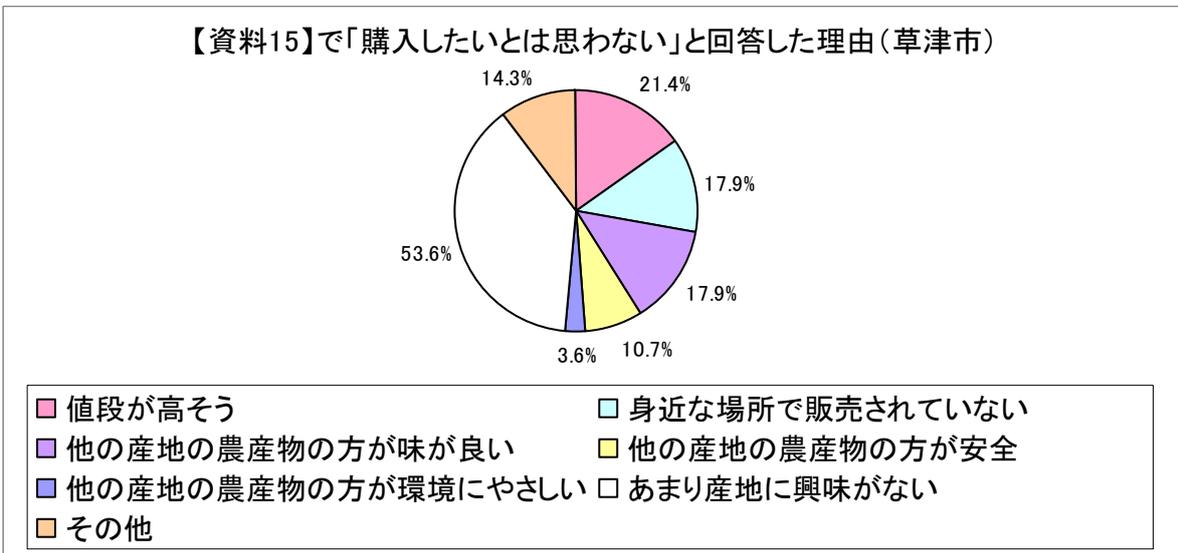
【資料 15】 市内で生産された農産物の購入意向についての調査結果をみると、男女ともに「ぜひ購入したい」および「機会があれば購入したい」の割合は90%以上あることが分かる。



(平成 20 年度 農業振興計画策定のためのアンケート)

(有効回答者数) 880人

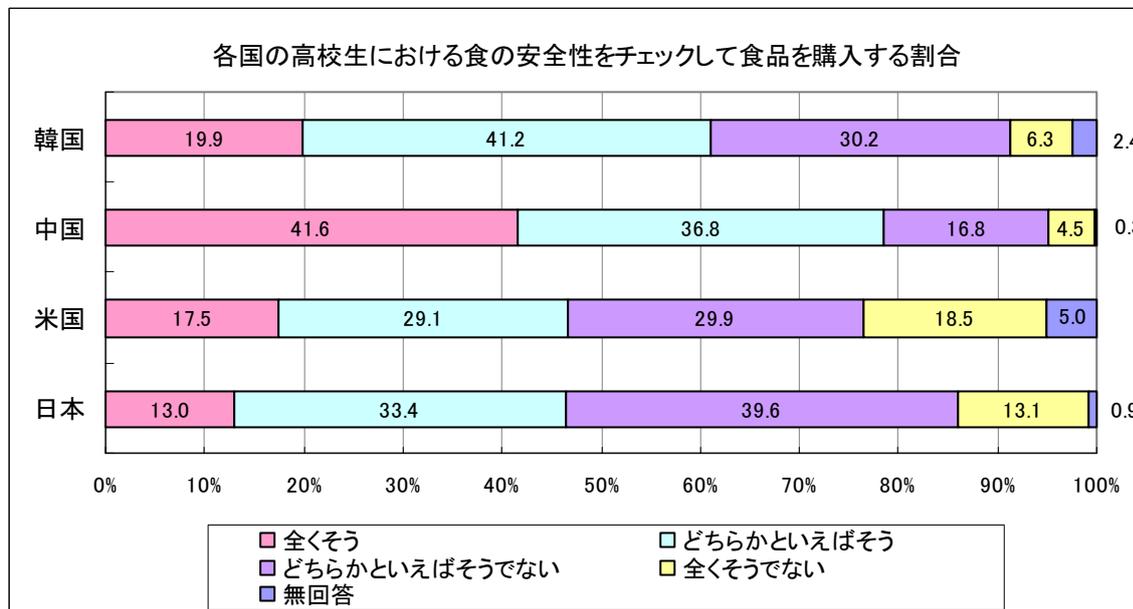
【資料 16】 【資料 15】 のアンケートにおいて「購入したいとは思わない」と回答した人の理由を調査した結果、53.6%の人が「あまり産地に興味がない」と回答している。



(平成 20 年度 農業振興計画策定のためのアンケート)

(有効回答者数) 880人

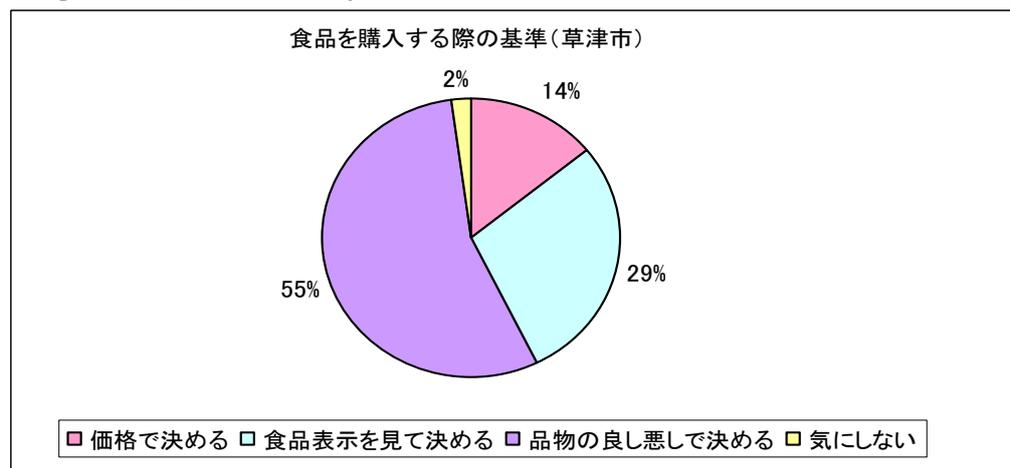
【資料 17】 日本青少年研究所が行った各国の高校生が食の安全性をチェックして食品を購入する割合を示した結果である。日本は他国の高校生と比較して食の安全性のチェックに同意する割合が 13.0%ともっとも少なく、一方で「どちらかといえばそうではない」の割合が 39.6%ともっとも高い。日本の高校生の食の安全意識の低さがうかがえる。



(平成 20 年度 日本青少年研究所調査)

(有効回答者数) 不明

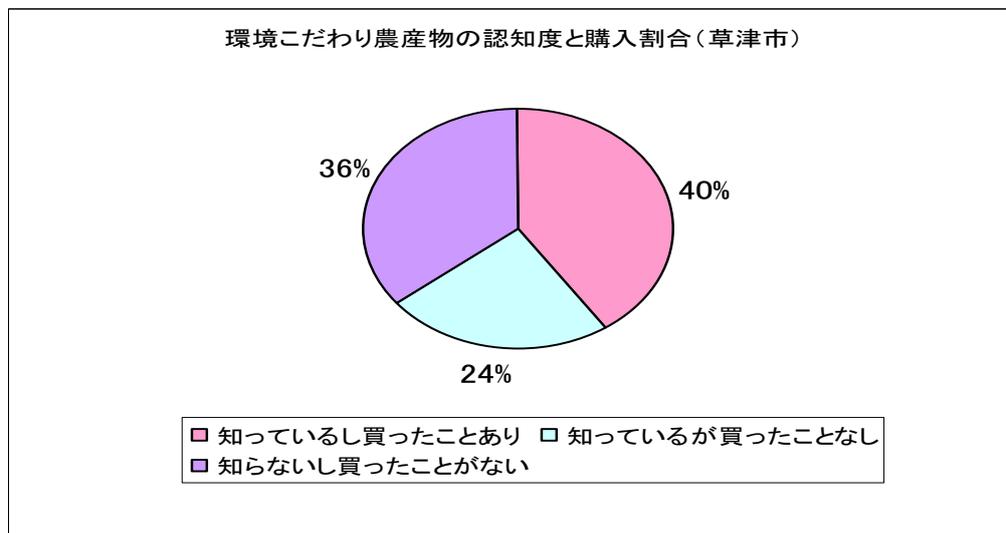
【資料 18】 市民 100 人モニターアンケートの結果を見ると、食品を購入する際の基準としてもっとも多いのは「品物の良し悪しで決める」が 55%、続いて「食品表示を見て決める」が 29%となっている。



(平成 18 年度 市民 100 人モニターアンケート結果)

(有効回答者数) モニター100人中43人

【資料 19】 市民 100 人モニターアンケートの結果を見ると、環境こだわり農産物の認知度と購入割合で、「知っているし買ったことあり」と回答する割合が 40%と最も多く、続いて「知らないし買ったことがない」の割合が 36%となっている。意識が高いと思われる市民モニターの回答が二分している結果となった。



(平成 18 年度 市民 100 人モニターアンケート結果)

(有効回答者数) モニター100人中43人

◆ 草津市における食育関連事業一覧

ライフ ステージ	教育委員会	健康づくり支援課
妊産期 ～ 乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ○野菜の栽培・クッキング <ul style="list-style-type: none"> ・野菜、いも、米、古代米、果物 ○栽培地の見学・栽培者との交流 ○お楽しみ会（みんなで楽しく会食） ○親子でお弁当を楽しむ会 ○食に関する学習 <ul style="list-style-type: none"> ・パネルシアター、紙芝居 ・学務課の職員による話、工作で弁当づくり ○地域の人たちとの交流（栽培やクッキング） 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康相談 ○栄養相談 ○離乳食レストラン ○うぶごえ教室
学童期 ～ 思春期	<ul style="list-style-type: none"> ○食育の日（毎月19日）の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・創作劇、紙芝居、給食俳句、給食カルタ ・食事のマナー、歯の大切さ、添加物の勉強 ○給食の献立放送 ○栽培・クッキング（いも・米・ハーブ） ○食に関する学習 <ul style="list-style-type: none"> ・給食センター栄養士、地域の人のお話 ・食生活、食の安全、健康な生活 ・食品と栄養、調理実習、マナー ○保健だよりを活用した学習 ○日本の食料生産・草津の農産業について学ぶ ○残飯を減らす取組み ○早寝・早起き・朝ごはんの取組み ○弁当づくり ○地域の老人クラブとの交流（すいとん作り） ○地域協働合校での取組み <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人によるエコクッキング、郷土料理 ○学校給食用資材の安全・安心性の確保 ○地元産食材を使った給食の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康くさつ21の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・早寝早起き朝ごはん運動 ○健康相談 ○栄養相談 ○健康教育
青年期 ～ 壮年期	<ul style="list-style-type: none"> ○食に関する啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・保健だより、家庭科だより、講演会、啓発劇 ○ひびきあい活動での取組み <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士のお話、理想の朝食を考える ○学校保健委員会での取組み <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士のお話、朝食の紹介、学校医のお話 ・保健委員会だより ○親子で給食を楽しむ（楽しい会食） ○親子でお弁当を楽しむ会 ○弁当参観 ○給食試食会 ○家庭教育学校（食育が必須） 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康相談 ○栄養相談
高齢期		<ul style="list-style-type: none"> ○健康相談 ○栄養相談

ライフ ステージ	農林水産課	まちづくり課（市民センター）・ 市民課・保育課・保険年金課
妊産期 ・ 乳幼児期		<ul style="list-style-type: none"> ○野菜づくり・クッキング保育 <ul style="list-style-type: none"> ・野菜、いも、落花生 ○食に関する学習 <ul style="list-style-type: none"> ・エプロンシアター、パネルシアター ・絵本、歌、紙芝居、ビデオ ○季節にあった行事と食の融合 ○行事食の伝承 ○地産地消の推進 ○郷土料理の取入れ ○親子クッキング ○地域の人たちとの交流 ○親子食育講座
学童期 ～ 思春期	<ul style="list-style-type: none"> ○農業体験支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼの子体験事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○食育講座
青年期 ～ 壮年期	<ul style="list-style-type: none"> ○減農薬・有機栽培など <ul style="list-style-type: none"> ・生産者に対する働きかけ ○こだわり農産物・地産地消の推進 ○ホンモノコ養殖の支援 ○あおばなの普及拡大への支援 ○市民農園の開設（農業振興協議会） ○地域農園への支援（農業振興協議会） 	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人の母国の料理教室の開催 ○食品ウォッチャーの依頼 ○市民委員会の設置 ○食育講座 ○食に関する啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・給食の展示 ・給食の試食 ・給食だより ・食育展示コーナーの設置 ○調理実習（給食メニューの中から） ○保護者と先生の会での食育の取組み ○親子クッキング ○特定健診などでの健康相談
高齢期		<ul style="list-style-type: none"> ○食育講座

◆食育基本法の概要

1. 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2. 関係者の責務

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3. 食育推進基本計画の作成

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ①食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ②食育の推進の目標に関する事項
 - ③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④その他必要な事項
- (2) 都道府県は都道府県食育推進基本計画、市町村は市町村食育推進基本計画を作成するよう努める。

4. 基本的施策

- ① 家庭における食育の推進
- ② 学校、保育所等における食育の推進
- ③ 地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④ 食育推進運動の展開
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥ 食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5. 食育推進会議

- (1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25名以内で組織する。
- (2) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

◆食育推進基本計画の概要

はじめに

1. 食をめぐる現状

近年、健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にある。このため、地域や社会を挙げた子どもの食育をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等が必要である。

2. これまでの取組と今後の展開

これまでも食育への取組がなされてきており、一定の成果を挙げつつあるが、危機的な状況の解決につながる道筋は見えていない。このため、平成18年度から22年度までの5年間を対象とする基本計画に基づき、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指す。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

健全な食生活に必要な知識等が年齢、健康状態等により異なることに配慮しつつ、心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策を講じる。

2. 食に関する感謝の念と理解

様々な体験活動等を通じ、自然に国民の食に対する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じる。

3. 食育推進運動の展開

国民一人一人の理解を得るとともに、社会の様々な分野において男女共同参画の視点も踏まえ食育を推進する観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し、多様な主体の参加と連携に立脚した国民運動となるよう施策を講じる。

4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

子どもの父母その他の保護者や教育・保育関係者の意識向上を図り、子どもが楽しく食を学ぶ取組が積極的に推進されるよう施策を講じる。

5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

家庭、学校、地域等様々な分野において、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲的に食育の活動を実践できるよう施策を講じる。

6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への国民の理解の促進と都市と農山漁村の共生・対流等により農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性等食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係団体、消費者等との意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

食育を国民運動として推進するため、これにふさわしい定量的な目標を掲げ、その達成を目指して基本計画に基づく取組を推進する。

2. 食育の推進に当たっての目標値（平成22年度）

- (1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加
70%（平成17年度）→90%以上
- (2) 朝食を欠食する国民の割合の減少
小学生4%（平成12年度）→0%
20歳代男性30%、30歳代男性23%（平成15年度）
→いずれも15%以下
- (3) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加
21%（平成16年度、食材数ベース）→30%以上
- (4) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加
60%以上
- (5) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加 80%以上
- (6) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加
現状値の20%以上増加
- (7) 教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加
42%→60%以上
- (8) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加
60%以上
- (9) 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合
都道府県100%、市町村50%以上

第3 食育の総合的な促進に関する事項

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

1. 家庭における食育の推進

- 生活リズムの向上
朝食摂取、早寝早起き等子どもの生活リズム向上のための普及啓発活動等
- 子どもの肥満予防の推進
栄養・運動両面からの肥満予防対策等
- 望ましい食習慣や知識の習得
学校を通じた保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発や家庭教育手帳の配付・活用

○妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦等への栄養指導の充実、妊産婦の健康課題等についての調査研究、乳幼児等の発達段階に応じた栄養指導等

○栄養教諭を中核とした取組

栄養教諭を中核とした食育推進、保護者や教職員等への普及啓発等

○青少年及びその保護者に対する食育推進

青少年育成に関するイベントにおける普及啓発や情報提供

2. 学校、保育所等における食育の推進

○指導体制の充実

栄養教諭の全国配置の促進、学校での食育の組織的・計画的な推進等

○子どもへの指導内容の充実

学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等

○学校給食の充実

学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果等の周知・普及等

○食育を通じた健康状態の改善等の推進

食生活の健康等への影響の調査とこれに基づく指導プログラムの開発等

○保育所での食育推進

保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定推進等

3. 地域における食生活の改善のための取組の推進

○栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践

日本の気候風土に適した米と多様な副食から構成される「日本型食生活」の実践促進のための情報提供等

○「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進

「食生活指針」の普及啓発、「食事バランスガイド」の浸透促進等

○専門的知識を有する人材の養成・活用

管理栄養士・専門調理師等の養成と多面的な食育活動の推進等

○健康づくりや医学教育等における食育推進

医療機関等での食育の普及啓発、健康状態に応じた栄養や運動の指導等

○食品関連事業者等による食育推進

食品関連事業者等による体験活動の機会提供、情報や知識の提供等

4. 食育推進運動の展開

○食育月間の設定・実施

食育月間の設定(毎年6月)による重点的・効果的な運動等

○継続的な食育推進運動

食育の日の設定(毎月19日)による継続的運動、キャッチフレーズの活用等

- 各種団体等との連携・協力体制の確立
団体等の全国的な連携確保、地方公共団体を中心とする協力体制の構築等
- 民間の取組に対する表彰の実施
民間の食育活動に関する表彰の実施
- 国民運動に資する調査研究と情報提供
食育に関する国民意識等の調査研究、食育に関する総合的な情報提供等
- 食育に関する国民の理解の増進
世代、健康状態等に応じた細やかな広報啓発活動、科学的知見に基づく正しい知識による冷静な判断の重要性への理解促進等
- ボランティア活動への支援
ボランティアによる取組の活発化、食生活改善推進員等による健康づくり活動の促進

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

- 都市と農山漁村の共生・対流の促進
グリーン・ツーリズム等を通じた交流促進のための情報提供、受入体制の整備等
- 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
子どもを中心とする農林水産物の生産における様々な体験機会の拡大のための情報提供、受入体制の整備等
- 農林漁業者等による食育推進
農林漁業者等の教育関係者との連携による体験活動の機会の提供等
- 地産地消の推進
地産地消を推進するための計画策定、人材の育成、施設の整備等
- バイオマス利用と食品リサイクルの推進
バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化、食品リサイクルの必要性に関する普及啓発等

6. 食文化の継承のための活動への支援等

- ボランティア活動等における取組
食生活改善推進員等による親子料理教室等での郷土料理等の活用等
- 学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用
学校給食への郷土料理等の導入、各種イベント等での郷土料理等の紹介等
- 専門調理師等の活用における取組
高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用
- 関連情報の収集と発信
食文化の普及啓発に関する全国各地の事例の収集・発信
- 知的財産立国への取組との連携
食文化の基盤となる調査研究、シンポジウム等による成果の発信等の促進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

- リスクコミュニケーションの充実
リスクコミュニケーションの積極的な実施、効果的手法の開発
- 食品の安全性や栄養等に関する情報提供
食品の安全性等に関する情報の分かりやすい提供等
- 基礎的な調査・研究等の実施
国民健康・栄養調査等の実施、複数分野のデータの総合的な収集・解析、農林漁業、食料生産等に関する統計調査の実施等
- 食品情報に関する制度の普及啓発
食品表示制度の見直し、同制度の普及・定着等
- 地方公共団体等における取組の促進
地方公共団体や関係団体等による各種情報の収集・提供
- 食育の海外展開と海外調査の推進
食育の理念や取組の海外発信、「食育（Shokuiku）」の海外普及、海外での取組の調査等
- 国際的な情報交換等
海外研究者の招聘、海外調査の実施、国際的な連携・交流の促進等

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化

多様な関係者による連携・協力の強化に努める。

2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

都道府県等による推進計画の作成等に向け、国からの働きかけ等を行う。

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育に関する情報の分かりやすい形での提供と国民の意見等の把握・反映に努める。

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、推進状況の把握と効果等の評価を行う。また、予算の有効利用の観点から選択と集中の強化等の徹底を図る。

5. 基本計画の見直し

計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。

◆ 食育推進に関する数値目標値（国・県）

	国		県	
	現状	H22年度	現状	H23年度
食育に関心を持っている割合	70%	90%		90%以上
朝食を欠食する割合				
小学5年生	4%	0%	3.8%	0%
中学2年生			9.2%	3%
高校2年生			11.5%	5%
男性（20歳～29歳）	30%	15%以下	28.6%	15%
男性（30歳～39歳）	23%	15%以下	23.2%	15%
女性（20歳～29歳）			17.5%	10%
女性（30歳～39歳）			9.7%	5%
学校給食における地場産物を使用する割合	21%	30%	15.5%	25%
環境こだわり農産物を使用する割合 （食材数ベース）			15.5%	25%
環境こだわり農産物の栽培面積			5,865ha	12,000ha
「食事バランスガイド」等を参考に 食生活を送っている割合		60%以上		
メタボリックシンドロームを 認知している割合		80%以上		
肥満者（BMI 25.0以上）の割合				
男性（20歳～69歳）			23.8%	15%
女性（40歳～69歳）			19.3%	10%
痩せ（BMI 18.5未満）の割合				
女性（15歳～19歳）			21.3%	15%
女性（20歳～29歳）			23.5%	15%
食育の推進に関わるボランティアの割合		20%以上		
教育ファームの取組がなされている割合	42%	60%以上		
農業体験を実施している				
小学校			181校	全小学校
地域			18集落	200集落
食品の安全性に関する基礎的な 知識を持っている割合		60%以上		

◆ 草津市食育推進計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 20 年 11 月 25 日	第 1 回 関係課ワーキング・グループ会議
平成 20 年 11 月 27 日	第 1 回 食育推進計画策定委員会
平成 20 年 12 月 2 日	第 2 回 関係課ワーキング・グループ会議
平成 20 年 12 月 10 日	第 2 回 食育推進計画策定委員会
平成 20 年 12 月 22 日	第 3 回 関係課ワーキング・グループ会議
平成 20 年 12 月 24 日	第 3 回 食育推進計画策定委員会
平成 21 年 1 月 7 日	第 4 回 関係課ワーキング・グループ会議
平成 21 年 3 月 25 日	第 4 回 食育推進計画策定委員会

◆ 草津市食育推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

委員名	所 属	
早田リツ子	草津市食品ウォッチャー	草津市食の安全市民委員会
宇野 利明	J A 草津市	
島林 慶子	滋賀県栄養士会	
山本佐知子	草津市健康推進員連絡協議会	草津市健康くさつ21計画推進会議
杉江 昇	草津市P T A連絡協議会	草津市学校食育推進検討委員会
片山 惠泉	老上小学校	
森田 愛	学校給食センター	
寺尾 敦史	草津保健所	行政職員
中西 久雄	市民課	
今井 博詞	農林水産課	
久保 泰夫	学務課	

アドバイザー

田中 敬子	滋賀県立大学人間文化学部教授
-------	----------------

◆ 草津市食育推進計画関係課ワーキング・グループ

部 局 名	所 属
政策推進部	まちづくり課
人権環境部	市民課
	環境課
健康福祉部	子育て支援課
	保育課
産業建設部	商工観光労政課
	農林水産課
教育委員会	生涯学習スポーツ課
	学務課
	学校給食センター

◆ 草 津 市 民 憲 章

私たち草津市民は

1 ・ 古い歴史にとけあった新しい文化をつくり、住みよいまちをきずくために、あたたかい心をもちあって、ともに、あすへの歩みを進めましょう。

1 ・ 豊かな生産に努めましょう。

1 ・ 高い教養を伸ばしましょう。

1 ・ 明るい環境を整えましょう。

1 ・ 良い風習を育てましょう。

草津市食育推進計画

平成21年3月策定

発行 草津市健康福祉部健康づくり支援課
〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
TEL 077-561-2323 FAX 077-561-2491
<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>